

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(別紙2)

(内閣府26-1(政策1-施策①))

| 施策名 | 公文書管理制度の適正かつ円滑な運用 | | | | 担当部局名 | 大臣官房 公文書管理課 | 作成責任者名 | 公文書管理課長 笹川 武 | | | | |
|---|--|------------------------|-----------------|-----------------|--------------------------------|------------------------------------|--|---------------------------|-------|---|-------------------------------|---|
| 施策の概要 | 行政機関において公文書等の管理に関する法律に基づく適正文書管理がなされるとともに、歴史資料として重要な公文書等の確実な移管がなされるよう、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図る。 | | | | 政策体系上の位置付け | 適正文書管理の実施 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 公文書管理制度の推進により、行政文書等の適正文書管理を図るとともに、公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を図る。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 公文書等の管理に関する法律 (平成21年法律第66号)(全般) | 政策評価実施予定時期 | 平成29年8月 | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | | |
| 1 行政機関において管理する行政文書ファイル等の移管又は廃棄の措置(レコードスケジュール)の設定状況 →当該年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうち、レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数の割合(%)。 | 59.6% | 平成23年度 | 90% | 平成28年度 | 対前年度比増 (59.6%) | 対前年度比増 (83.5%) | - | - | 90.0% | - | - | 公文書等の管理に関する法律第5条第5項において、行政機関が作成・取得した行政文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものは国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めること(=レコードスケジュールの設定)が規定されている。 移管・廃棄の判断を早期に設定することは、行政文書ファイル等の内容を熟知している当該ファイル等の作成・取得者が判断に関与することが期待される。レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等の割合を向上させることは、行政文書等の誤廃棄の防止や歴史公文書等の確実な移管を促進し、達成すべき目標として設定している行政文書等の適正文書管理及び公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施に資するものと考えられる。このようなことから、測定指標を「当該年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうち、レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数の割合」とした。 レコードスケジュールの早期設定の定着をさらに促進するとともに、想定していなかった要因によりファイル数が大幅に増減した場合などであっても高水準の設定割合を維持することを目指し、次期内閣府本府政策評価基本計画の計画期間の最終年度となる平成28年度に設定割合を90%以上とすることを目標とする。 |
| 達成手段(開始年度) | 予算額計(執行額) | | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | | | | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| (1) 公文書管理推進経費 (平成24年度) | - | 2,204千円 の内数 | 2,178千円 の内数 | 1,979千円 の内数 | | 1 | 政府の公文書管理制度を所管する立場から、各行政機関におけるレコードスケジュールの早期設定を促すとともに、設定状況を確認するため、以下の業務を実施。 ・手順に基づき各行政機関から報告を受けたレコードスケジュール設定状況について専門家の知見を活用しながら内容を確認。 ・各行政機関における行政文書の管理状況の報告の取りまとめ、概要の公表。 上記の業務や状況報告を通じ、各行政機関における公文書管理の質の向上を図り、行政文書等の適正文書管理及び公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を推進する。 | 0001 | | | | |
| (2) 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討経費(平成20年度) | 16,714千円 (14,098千円) | 14,064千円 (12,787千円) | 12,639千円 | 47,110千円 | - | - | 憲法を始めとする歴史公文書の保存・利用を担う国立公文書館の機能・施設の在り方について、国民や利用者の視点、総合性、効率性等の観点から幅広い調査検討を行うとともに、公文書管理法施行後5年(平成27年度末)の見直しに向けて制度の在り方について調査検討を行う。これにより、民主主義の根幹を支える基本インフラである歴史公文書等を適切に管理・保存し、利活用していくための環境整備が着実に進展し、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たしていくことに資する。 | 0002 | | | | |
| 施策の予算額・執行額 | 16,714千円 (14,098千円) | 16,268千円 の内数 | 14,819千円 の内数 | 49,089千円 の内数 | 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | | | - | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-2(政策2-施策①))

| 施策名 | 重要施策に関する広報 | | | | 担当部局名 | 大臣官房政府広報室 | | 作成責任者名 | 三浦 健太郎 | | 参事官 | 三浦 健太郎 | |
|-----------------------------------|---|------------------------------|----------------------------|-------------|----------------------|--|---|------------|---------|---|-------------------------------|--|--|
| 施策の概要 | 政府の重要施策に関する広報において、各々のテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 政府広報・広聴による政府施策の理解・協力の促進 | | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報を実施し、国民の理解と協力を促進する。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 実施した広報に対する国民の理解度・満足度等を把握することにより、政府広報におけるPDCAサイクルを機能させ更なる改善を図り、重要施策に関する国民の理解と協力を得ることを目指す。 | | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | | | |
| 1 重要施策に関する広報理解度等 テレビ《放送》(放送諸費) | 77.5 | 平成25年度 | 78.5 | 平成26年度 | - | - | 78.5% | - | - | - | - | ・国民からみて、広報内容をわかりやすく理解できるような広報物が作成されていたか等を知るため、広報内容を理解した度合いを測定指標とする。 ・主要放送媒体であるテレビにおける広報理解度を放送媒体の指標とし、具体的にはビデオリサーチ発行の「テレビコマercialカルテ」における「内容理解度(CM認知者ベース)」を指標とする。 | |
| 2 重要施策に関する広報理解度等 新聞《出版》(出版諸費) | 80.5 | 平成25年度 | 81.5 | 平成26年度 | - | - | 81.5% | - | - | - | - | ・国民からみて、広報内容をわかりやすく理解できるような広報物が作成されていたか等を知るため、広報内容を理解した度合いを測定指標とする。 ・高い世帯普及率(1世帯あたり0.86部/2013年日本新聞協会調べ)を持つ、新聞における広報理解度を出版媒体の指標とし、具体的にはJ-MONITOR調査による広報理解度を指標とする。 | |
| 3 ウェブサイト「政府広報オンライン」におけるページビュー数 | 19,201,855 | 平成25年度 | 対前年度 600,000ページ ビュー増 | 平成26年度 | - | - | 対前年度 600,000ページ ビュー増 | - | - | - | - | ・インターネットメディアの発展等の新たな環境変化に対応した広報を行い、その成果を把握・次期広報に適切に反映させていくため、インターネット媒体における測定指標を設定する。 ・政府広報の基幹媒体(政府広報におけるすべての広報物からの誘導先及び広報物の最終格納場所)として位置付けている、ウェブサイト「政府広報オンライン」における年度間の総ページビュー数を測定指標とする。 | |
| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | | | | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | | |
| (1) 放送諸費 (昭和24年度) | 1,043,146千円 (1,017,019千円) | 618,556千円 (810,282千円) | 491,260千円 | 505,296千円 | | 1・2 | ・各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビCMスポット及びラジオ定時番組の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。 ・テレビCMスポット及びラジオ定時番組などの放送媒体は、幅広い年齢層へ訴求が可能であるとともに、視覚、聴覚などの人間の感覚に直接訴えるものであることから、広報内容をわかりやすく伝えることが可能である。この結果、理解度、満足度ともに高く、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。 | | | | | 0003 | |
| (2) 出版諸費 (昭和24年度) | 2,832,178千円 (2,897,818千円) | 2,121,822千円 (2,037,445千円) | 2,121,981千円 | 2,182,718千円 | | 1・2 | ・政府の重要施策について、新聞、雑誌等の活字媒体を使い、効果的・効率的な広報を実施する。 ・国民各層が幅広く接触し、情報信頼度の高い新聞や、年齢層・性別・関心度などによりセグメントされたメディアである雑誌などの出版媒体を活用し、それぞれの特性に応じた、効果的・効率的な広報を実施することにより、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。 | | | | | 0004 | |
| (3) 対外広報諸費 (昭和24年度) | 464,962千円 (413,123千円) | 397,876千円 (394,469千円) | 350,416千円 | 293,565千円 | | 3 | ・海外向け広報として、平成19年度から電子媒体による月刊英字誌『Highlighting JAPAN』を発行。『Highlighting JAPAN』は、海外に向け、我が国に対する正しい理解と協力を得るため、政府全体の立場から政府の重要施策を紹介することを目的とする唯一の媒体である。このほか、内閣官房内閣広報室の総合調整の下、他省庁とも連携しながら海外メディアにおける広告などを適宜実施している。 | | | | | 0005 | |
| (4) 事業諸費 (昭和24年度) | 751,107千円 (784,601千円) | 639,937千円 (520,484千円) | 610,495千円 | 1,732,175千円 | | 3 | ・政府の重要施策に関する広報を、インターネットやモバイル等による広告やインターネット動画の制作により、効果的・機動的・重点的に実施するものである。 ・各種メディアを効果的・効率的に使用することで、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。 | | | | | 0006 | |
| (5) 政府広報ホームページ事業諸費 (平成14年度) | 125,843千円 (116,404千円) | 125,843千円 (121,774千円) | 161,459千円 | 114,378千円 | | 3 | ・政府のオフィシャルサイトとして、政府の重要施策に関する情報を分かりやすく提供するため、「政府広報オンライン」(文字情報)及び「政府インターネットテレビ」(動画情報)等の運営及びそのためのシステムの運用管理を実施するものである。 ・当該サイトを効果的・効率的に運営・運用していくことで、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。 | | | | | 0007 | |

| | | | | | | | | |
|------------|-------------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------|-------------|----------------------------------|---|------|
| (6) | 東日本大震災からの被災地の復興に向けた情報提供 (平成24年度) | — | 250,828千円 (250,566千円) | 217,873千円 | 224,097千円 | 1・2 | ・被災地の復興に向けて、生活再建や事業再建等、被災者が必要とする情報を提供するために、政府の復興施策等について被災地を中心に広報を実施。 ・各種メディアを活用した効果的・効率的な政府広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。 | — |
| (7) | 戦略的広報経費(国内) (平成25年度補正) | — | — | 1,000,863千円 | — | 1・2 | ・各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。 ・各種メディアを活用した効率的・効果的な広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力促進に寄与する。 | 0008 |
| 施策の予算額・執行額 | | 5,217,236千円 (5,228,965千円) | 4,154,862千円 (4,135,020千円) | 4,954,347千円 | 5,052,229千円 | 施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | | — |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-3(政策2-施策②))

| | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|------|-----------------|----------------------|----------------------------------|--|----------|------|------|-------------------------------|---------------------------|---|
| 施策名 | 国際広報の強化 | | | | 担当部局名 | 大臣官房政府広報室 | | | | 作成責任者名 | 参事官 金子 正志 | |
| 施策の概要 | 日本経済の再生に向けて、我が国企業のグローバルな活動を推進していくためには、国際場裏での日本理解の促進と親日感の醸成が重要。このため、対象地域や対象層を見定めつつ、官邸を司令塔として民間の力も活用し、あらゆる広報ツールを通じた国際社会に対する日本の発信力を強化し、戦略的な国際広報を行う。 | | | | 政策体系上の位置付け | 政府広報による政府施策の理解、協力の促進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 国際世論に影響力を有する各界のオピニオンリーダー等をはじめとして、国際社会において事実関係に関する正しい認識と、我が国の基本的立場や政策に関する理解の浸透 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 行政改革推進会議「秋のレビュー」を踏まえ、我が国の基本的立場や政策に関する認知、及び理解の浸透を把握し、国際広報におけるPDCAサイクルを機能させ更なる改善を図り、諸外国の対日理解度の向上を目指す | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | |
| | | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | | | 30年度 |
| 1 我が国に対する理解度 | - | - | 45.0% | 32年度 | - | - | - | - | - | - | - | ・国際広報が日本に対する理解度・好感度の向上に貢献したかを把握するため、米国知識層の我が国に対する理解度を測定指標とする ・新規事業のため、平成26年度の調査結果を翌年以降の基準値とし、平成26年度の目標値は未設定とする |
| 2 我が国に対する好感度 | - | - | 60.0% | 32年度 | - | - | - | - | - | - | - | ・国際広報が日本に対する理解度・好感度の向上に貢献したかを把握するため、米国知識層の我が国に対する好感度を測定指標とする ・新規事業のため、平成26年度の調査結果を翌年以降の基準値とし、平成26年度の目標値は未設定とする |
| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | | | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| (1) 重要事項に関する戦略的 対外広報諸費 (平成26年度) | - | - | - | 1,509,324 千円 | 1・2 | 対象地域や対象層を見定めつつ、官邸を司令塔として民間の力(メディア等)も活用し、あらゆる広報ツールを通じた国際社会に対する日本の発信力を強化し、戦略的な国際広報を行うことで、我が国の基本的立場や政策について正しい認識の促進及び理解の浸透を図る。 | | | | | 新26-0001 | |
| (2) 国際世論対策諸費 (平成25年度) | - | - | 499,931 千円 | - | 1・2 | これまでの我が国の取組及び現在の我が国の重要政策・課題に関して、国際社会に対して戦略的かつ効果的に情報発信を行う。具体的には、外部専門家による調査・分析等、情報発信資料の作成等、国際シンポジウム等の実施、インターネット上での広報等を、各府省と連携し、役割分担を図りながら実施 | | | | | 0009 | |
| (3) 戦略的広報経費(国際) (平成25年度補正) | - | - | 814,078千 円 | - | 1・2 | 国際社会への日本の発信力を強化するため、官邸を司令塔として、民間の力も活用し、あらゆるツールを用いた広報を実施 (平成26年度に繰越し、事業実施予定。調査等についても平成26年度実施予定) | | | | | 0010 | |
| 施策の予算額・執行額 | - | - | 1,314,009 千円 | 1,509,324 千円 | 施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | 「海外広報体制の強化:政府一体となった国際広報活動を強化することを目的に本年4月から開催されている「国際広報強化連絡会議」を最大限に活用し、クールジャパンやデジタル・ジャパン、インベスト・ジャパン等の施策について各省庁の広報機会・コンテンツ等を共有するなど、海外広報を強化する。」(「日本再興戦略」H24.6.14閣議決定) | | | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-4(政策2-施策③))

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|--|--------------------------|----------------------|----------------|------------------------------|---|------------|---------------|------|------|--|
| 施策名 | 世論の調査 | | | | 担当部局名 | 大臣官房政府広報室 | 作成責任者名 | 参事官事務代理 廣瀬 健司 | | | |
| 施策の概要 | 世論調査の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表、国政モニター制度により、政府の重要政策等に対する一般国民からの幅広い意見、要望などを聴取、及び国民対話により、国民の意見や提言を聴取し、政府施策の企画立案等に資する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 広聴活動により把握した意識、意見、要望等の、政府施策の企画立案作業への反映等を図る。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 公正な世論を把握することにより、政府は施策の立案、実施に役立てて、行政の民主化及び効率化と行政費の軽減等をはかることができる。 | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | |
| 各府省の審議会、白書などでの世論調査結果の引用回数 | 平成26年度調査18件予定 | 平成26年度調査件数以上 | 平成26年度 | 当該年度調査件数(17)以上 | 当該年度調査件数(17)以上 | 当該年度調査件数(18)以上 | - | - | - | - | 世論調査では、政府の重要施策の企画・立案に資する「施策調査」及び国民の意識全般を把握し施策全般の参考とする「動向調査」を実施している。従って、法律改正や基本計画の策定につながる、審議会などでの活用及び施策の現状分析などを行う白書等での結果引用回数を指標とすることが適切である。なお、中・長期的観点での活用を想定すべき調査もあるため、目標値は当該年度調査件数以上と設定した。 |
| 達成手段(開始年度) | 予算額計(執行額) | | | | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | 平成26年行政事業レビュー事業番号 |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | |
| (1) 世論調査等諸費(昭和22年度) | 173,930千円 (89,252千円) | 158,451千円 (144,529千円) | 158,443千円 | 160,487千円 | 1 | ・世論調査の実施、国政モニター制度の運営及び国民対話の実施 ・科学的な方法による公正な世論調査の実施等で世論を把握することにより、政府等にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報を提供し、もって政府施策の企画立案等に寄与する。 | | | | | 0011 |
| 施策の予算額・執行額 | 173,930千円 (89,252千円) | 158,451千円 (144,529千円) | 158,443千円 | 160,487千円 | 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | | | | | - | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-5(政策3-施策①))

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|----------------------------|----------------------------|-------------|------------------------------|--|------------|-------------|------|------|-------------------------------|---|
| 施策名 | 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理 | | | | 担当部局名 | 大臣官房遺棄化学兵器処理担当室 | 作成責任者名 | 参事官(総務)北條純人 | | | | |
| 施策の概要 | 第二次世界大戦中、旧日本軍によって中国に遺棄された化学兵器(毒ガス兵器)について、化学兵器禁止条約(1995年批准、1997年発効)に基づき、日本は「遺棄締約国」として、中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務を負うこととなった。 平成11(1999)年3月に、「遺棄化学兵器問題に対する取組について」が閣議決定され、それに基づき、同年4月に遺棄化学兵器処理担当室が総理府(現内閣府)に設置された。また、同年7月、日中間で覚書を締結し、環境と安全を最も優先しつつ、中国国内で廃棄を行うこと等を確認している。 | | | | 政策体系上の位置付け | 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理を着実に進行。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 平成9年に発効した化学兵器禁止条約に基づく。 | | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | | 30年度 |
| 1 各年度計画の遺棄化学兵器処理数の割合 | - | - | 100% | 平成26年度 | 100% | 100% | 100% | - | - | - | - | 平成19年4月の日中首脳会談で、移動式処理設備を導入し、遺棄化学兵器の廃棄作業を開始することに合意した。平成22年度に江蘇省南京市で、また、平成24年度には河北省石家荘で、当地及び周辺に保管されている遺棄化学兵器の廃棄処理を開始した。 平成26年度はハルバ嶺における試験廃棄処理を開始する予定であり、その進捗割合を目標値として設定する。 |
| 2 会議等における日本側の取組に対する中国側の評価 | - | - | 肯定評価 | 平成26年度 | 肯定評価 | 肯定評価 | 肯定評価 | - | - | - | - | 事業において中国側の協力を得ることが重要かつ不可欠であるため。 |
| 達成手段(開始年度) | 予算額計(執行額) | | | | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | 平成26年行政事業レビュー事業番号 | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| (1) 遺棄化学兵器廃棄処理事業担当室経費(平成11年度) | 251,449 (224,640) | 252,764 (215,973) | 240,025 (210,665) | 257,192 | 1.2 | 事業の企画・調達・運営・管理及び中国との協議等、廃棄処理に必要な業務を適切に行う。また、事業執行の透明性を高めるため事業全般について助言を行う有識者会議を開催するとともに、専門的な分野(建築・施工管理、化学物質分析等)について高度な知見を有する事業参与(非常勤)を採用するなど体制の強化を図っている。 | | | | | 0012 | |
| (2) 遺棄化学兵器廃棄処理事業経費(平成11年度) | 18,743,784 (17,887,438) | 20,518,229 (20,334,343) | 20,772,099 (16,060,541) | 26,442,857 | 1.2 | 中国各地から発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器について、環境と安全を最も優先しつつ、速やかに発掘・回収、保管、廃棄処理を行う。 平成26年度においても、吉林省ハルバ嶺のほか、中国各地で遺棄化学兵器の発掘・回収、保管を行う。また、平成25年度から河北省石家荘市で実施している移動式処理設備による廃棄処理を引き続き実施し、並行して今後の廃棄処理場所の整備等を行う。 | | | | | 0013 | |
| 施策の予算額・執行額 | 18,995,233 (18,112,078) | 20,770,993 (20,334,343) | 21,012,124 (16,271,206) | 26,700,049 | 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | | - | | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-6(政策4-施策①))

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------------------|--------------------|---------|----------------------------------|--|--------------------|-----------------------|------|------|-------------------------------|---|
| 施策名 | 政府調達に係る苦情処理とその周知・広報 | | | | 担当部局名 | 政策統括官(経済財政運営担当) | 作成責任者名 | 参事官(企画担当) 坂田 進 | | | | |
| 施策の概要 | 政府調達苦情処理体制は、WTOの「政府調達協定」に基づいて閣議決定により整備され、内外無差別の原則の下、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることを目的としている。具体的には、苦情の申立てに応じて政府調達苦情検討委員会を開催し、政府調達協定等に基づいて苦情の検討を行っている。また、上記の我が国の政府調達苦情処理手続について、関係省庁等で開催される政府調達セミナー等においてパンフレットを配布すること等により、制度の周知を図るとともに、ホームページにおいて、苦情処理体制・制度の内容や委員会における苦情申立ての検討結果等を公表している。 | | | | 政策体系上の位置付け | 経済財政政策の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 政府調達苦情申立てに対して適切に対応するとともに、政府調達セミナー等を通じて積極的に制度周知を行う。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 「政府調達苦情処理推進会議の設置について」(平成7年12月1日閣議決定)において、我が国の政府調達手続を一層透明性、公正性及び競争性の高いものとするため、国の政府機関及び政府関係機関の調達に関する苦情の処理を推進することが定められている。 | | 政策評価実施予定時期 平成27年8月 | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | 基準年度 | | 目標年度 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | | 30年度 |
| 1 紛争当事者が裁判所に提訴したものうち、委員会の判断の趣旨と異なる判断が下された件数 | - | - | 0件 | 平成26年度 | 0件 | 0件 | 0件 | / | / | / | / | 政府調達苦情検討委員会に申し立てられた政府調達に関する苦情については、委員会による検討中または検討後であっても、同様の政府調達案件について裁判に提訴することが可能である。政府調達に関する具体的な苦情を受付・処理することを通じて、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図るといふ政府調達苦情処理体制の目的に鑑みると、裁判と異なる趣旨の判断が下された件数は0件であることが望ましい。このことから当該指標を設定した。 (参考)苦情処理件数 平成24年度:1件、平成25年度:0件。 |
| 2 HPへのアクセス件数 | 23,402件 | 平成25年度 | 前年度比増 (23,402件) | 平成26年度 | 前年度比増 (45,378件) 29,354件 | 前年度比増 (29,354件) 23,402件 | 前年度比増 (23,402件) | - | - | - | - | 政府調達に係る苦情処理についての周知・広報活動の結果を測定する指標としてHPへのアクセス件数が適当である。また具体的な目標値については、平成25年度の実績値に基づいて設定する。 |
| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | | 当初予算額 26年度 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | | | | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| 政府調達苦情処理の推進 (1)に必要な経費 (平成8年度) | 3,658千円 (1,236千円) | 3,374千円 (1,488千円) | 3,079千円 (-) | 3,247千円 | 1 | ・政府調達苦情処理推進会議(議長:内閣府事務次官、構成員:関係省庁事務次官等)において苦情処理手続の制定等を行う。 ・国の政府機関及び政府関係機関の調達について、具体的な苦情申立てがなされた場合には、政府調達に関する学識経験者によって構成される「政府調達苦情検討委員会」を開催し、公平かつ独立した立場から苦情の検討を行う。 ・また、政府調達苦情処理体制を紹介する広報パンフレットの作成及びHPへの制度内容・苦情申立て検討経緯の公表、また「政府調達セミナー」(外務省主催)等への参加を通じて、苦情処理体制の周知を行う。 | | | | | 0016 | |
| 施策の予算額・執行額 | 3,658千円 (1,236千円) | 3,374千円 (1,488千円) | 3,079千円 (-) | 3,247千円 | 施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | | - | | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-7(政策4-施策②))

| | | | | | | | | | | |
|---|--|--------------------------|--|---------|-------------------------------|--|---------------------------|-----------------|-------------------------------|--|
| 施策名 | 対日直接投資の推進 | | | | 担当部局名 | 政策統括官(経済財政運営担当) | 作成責任者名 | 参事官(産業・雇用) 須藤 治 | | |
| 施策の概要 | 対日直接投資は、内外資源の融合によるイノベーションを通じて日本経済の成長力を強化することから、その促進のための施策を講じている。「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においては、KPIとして2020年までに対内直接投資残高を35兆円へ倍増することを目指すこととしている。 | | | | 政策体系上の位置付け | 経済財政政策の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | 対日直接投資の拡大 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 「日本再興戦略」(平成25年6月)にて設定 | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 年度ごとの目標値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | |
| 1 対内直接投資残高[兆円] | 17.8 (24年末時点) 平成24年度 | 35 (32年までに) 平成32年度 | - | - | - | - | - | - | - | 2013年の産業競争力会議での議論を踏まえ、「日本再興戦略」(平成25年6月)において、KPIとして対内直接投資残高を2020年(平成32年)に35兆円へ倍増させるという目標を設定。産業競争力会議フォローアップ分科会などを通じて現状分析や課題の整理をすることで、目標達成に向けた施策の強化を検討していく。 |
| 測定指標 | 目標 | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | | | |
| | 目標年度 | | | | | | | | | |
| 2 対日直接投資推進会議を司令塔とした関係省庁による国内事業環境改善等の取組の推進 | 実施 | | 平成26年度 対日直接投資の決定要因は、投資先の市場規模、地理的要因等が大きく、他に研究開発人材の厚み、ビジネスコストが挙げられる。これらのうち、研究開発人材の育成やビジネスコストの低減等の一部に影響を与え、事業環境を改善することにより、対日直接投資の拡大を図る。こうした取組は政府横断で取り組むことが必要であり、内閣府が関係省庁に対して働きかけつつ、対日直接投資推進会議を司令塔として、対日直接投資の拡大に資する国内事業環境の改善等を推進する。 | | | | | | | |
| 達成手段(開始年度) | 予算額計(執行額) | | | | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | | | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | |
| (1) 対日直接投資の促進に必要な経費(平成18年度) | 9,654千円 (1,492千円) | 8,573千円 (6,386千円) | 8,573千円 (2,190千円) | 9,238千円 | 1、2 | 「日本再興戦略」(平成25年6月)において以下の4つの取組を掲げており、各府省庁で連携しながら個別の関連施策を推進し、目標達成を目指す。 1)特区制度の抜本的改革、2)政府の外国企業誘致・支援体制の抜本強化、3)国際会議等(MICE)誘致体制の構築・強化、4)高度外国人材の活用 また、外国企業等からの意見を聴取しつつ、対日直接投資促進に向けた課題を整理するとともに、ワンストップでの対応体制強化やプロモーション・広報活動の強化等を検討し、「日本再興戦略」の改訂版への反映等を通じ、対日直接投資の促進を行う。 | 0017 | | | |
| 施策の予算額・執行額 | 9,654千円 (1,492千円) | 8,573千円 (6,386千円) | 8,573千円 (2,190千円) | 9,238千円 | 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | - | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-8(政策4-施策③))

| | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|--|-----------|-----------|-----------|------------------------------|--|------------|-------------------|------|------|---------------------------|--|
| 施策名 | 緊急雇用対策の実施 | | | | 担当部局名 | 政策統括官(経済財政運営担当) | 作成責任者名 | 参事官(企画担当) 坂田 進 | | | | |
| 施策の概要 | 成長分野における人材の育成・確保及び被災地の復興に役立つ人材の育成のため、育成プログラムの認証とキャリア段位(レベル)の認定を、被災地において重点的に実施しつつ、全国的に展開する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 経済財政政策の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 2020年度(平成32年度)において、レベル認定者数を22万人程度とする。 (介護:13万人程度、カーボン:5万人程度、6次:4万人程度) | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 平成24年8月に実施した「介護プロフェッショナルWG」「カーボンマネジャーWG」「食の6次産業化プロデューサーWG」において目標を設定 | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | |
| 1 レベル認定者数[累計] | - | - | 22万人 | 平成32年度 | - | - | 4.3万人 | - | - | - | - | 平成24年8月に実施した「介護プロフェッショナルWG」「カーボンマネジャーWG」「食の6次産業化プロデューサーWG」において目標を設定。平成32(2020)年度まで、及び制度創設後3年間の目標を設定。 |
| 2 アセッサー等(評価者)の数[累計] | - | - | 6,000人 | 平成26年度 | - | 2,000人 | 6,000人 | - | - | - | - | レベル認定のための体制整備の進捗状況を評価するため、レベル認定の前提となる「できる(実践的スキル)」を評価するアセッサー等(評価者)の養成数を目標として設定。レベル認定者数の目標に向けて、各年度必要と考えられるアセッサー等(評価者)の数を設定。 |
| 3 認証された育成プログラムの数[累計] | - | - | 40 | 平成26年度 | - | 20 | 40 | - | - | - | - | レベル認定のための体制整備の進捗状況を評価するため、レベル認定の前提となる「わかる(知識)」の評価のための教育機関における認証された育成プログラムの数を目標として設定。レベル認定者数の目標に向けて、各年度必要と考えられる認証された育成プログラムの数を設定。 |
| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| 実践キャリア・アップ戦略(1)の実施に必要な経費(平成24年度) | - | 580,010千円 | 340,028千円 | 267,142千円 | 1,2,3 | 平成24~26年度の制度立上げ期間において、レベル認定事業を実施する機関に対し、実践キャリア・アップ戦略事業費補助金を交付する。レベル認定事業を実施する機関が手数料等の収入により事業運営できるまでの期間、レベル認定事業の実施経費に対し補助を行うことにより、実践キャリア・アップ戦略の推進のための基盤整備を行い、成長分野における人材の育成・確保を図る。なお、平成27年度以降は、同補助金は交付せず、レベル認定事業を実施する機関が独立採算で事業を運営。 | | | | 0018 | | |
| 施策の予算額・執行額 | - | 580,010千円 | 340,028千円 | 267,142千円 | 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | | - | | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-9(政策4-施策④))

| 施策名 | 道州制特区の推進 | | | | | | | 担当部局名 | 政策統括官(経済財政運営担当) | 作成責任者名 | 道州制特区担当室 参事官 馬場 健 | |
|--|--|--------------------|--------------------|---------|--|---|---------------------------|--|-----------------|------------|-------------------------------|--|
| 施策の概要 | 道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲等を進めていく仕組みであり、道州制特別区域推進計画に基づく広域行政の推進状況等のフォローアップ調査等を行っている。 | | | | | | | 政策体系上の位置付け | 経済財政政策の推進 | | | |
| 達成すべき目標 | 道州制特区の着実な推進により、関係行政機関との連携を深め、実施状況調査等を行い、道州制導入に向けた国民的議論の進展を図る。 | | | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第4条 道州制特別区域基本方針 | | 政策評価実施予定時期 | 平成28年8月 | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | | |
| 1 国から権限移譲された事務・事業の合計(累計)件数 (平成27年度までに10件以上) | 10件 | 22年度 | 10件以上(累計) | 27年度 | - | - | 10件以上(累計) | 10件以上(累計) | - | - | - | ・道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、法律及び基本方針に基づき、国からの事務・事業の移譲を進める仕組みである。 ・上記目標の達成状況を確認するため、政策評価における定量的な測定指標として、国からの事務・事業の移譲件数(累計)である10件を最低現の目標として設定。現在の道州制特別区域基本方針では計画期間を27年度までとしているため、測定指標についても27年度を区切りとして設定している。 ・特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案に基づき、国からの事務・事業の移譲を行うため、北海道から提案が提出され、かつ提案の内容が権限移譲を目的としたものであることが必要となる。現在国から権限移譲された事務・事業の合計(累計)件数が10件であることから、「10件以上」と設定する。 |
| 測定指標 | 目標 | | 目標年度 | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | | | |
| 2 制度の評価の実施 | 実施 | | 27年度 | | ・道州制特別区域基本方針(閣議決定)において、計画期間満了時の評価を定めているため。 | | | | | | | |
| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | | | | | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| (1) 道州制特区の推進に必要な経費(平成18年度) | 1,585千円 | 1,591千円 | 1,179千円 | 1,161千円 | 2 | 将来の道州制導入の検討に資するため、今までに移譲した事務・事業等のフォローアップ調査等を行うもの。 | 0019 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額 | 1,585千円 (577千円) | 1,591千円 (259千円) | 1,179千円 (304千円) | 1,161千円 | 施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | | - | | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-10(政策4-施策⑤))

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|----------------------|-----------------|----------------------|------------------------------|---|--|----------|------|------|--|
| 施策名 | 民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む) | | | | 担当部局名 | 政策統括官(経済社会システム担当)民間資金等活用事業推進室 | 作成責任者名 | 参事官 井上 誠 | | | |
| 施策の概要 | ・民間資金等活用事業の推進を図るため、民間資金等活用事業に関する情報収集、整理、提供を定期的に実施。 ・国、地方とも財政状況の厳しい中で、地域と投資家双方にとって魅力や価値があるPFI事業の案件形成支援を実施。 | | | | 政策体系上の位置付け | 経済財政政策の推進 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する基本方針を踏まえた民間資金活用事業の一層の推進 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成25年9月20日閣議決定)において、官民が適切に連携しつつ、民間にとって魅力的な事業を推進することとされたため。 | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | |
| 1 PFI事案件数 | 418件 | 25年度 | 対25年度比増 26年度 | - | - | 対25年度比増 | - | - | - | - | PFIの推進を測定するため、PFI事案件数を測定指標とする。 |
| | | | | 418件 | 440件 | - | - | - | - | - | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | |
| 2 地方公共団体へのPFI専門家派遣件数 | 34件 | 25年度 | 対25年度比増 26年度 | - | - | 対25年度比増 | - | - | - | - | PFI事業の推進のための地方公共団体等に対する支援策として、PFIに関する事例紹介や助言を行うためPFIの専門家を派遣。 |
| | | | | 33件 | 34件 | - | - | - | - | - | |
| 達成手段(開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | | | | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | |
| (1) 民間資金等活用事業調査等に必要な経費(平成13年度) | 43,686 (21,808) | 45,809 (30,271) | 32,454 | 35,618 | 1,2 | <ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業の推進を図るため、制度改善に係る調査、新制度の広報等を実施。 ・PFI事業の推進のための地方公共団体等に対する支援策として下記を実施。 地方公共団体へのPFI専門家の派遣: PFIに関する事例紹介や助言を行うためPFIの専門家を派遣。 ワンストップ窓口の設置: 内閣府に実務経験者を配置し、PFI事業の実務に関するアドバイス等の支援を行う。 | 0020 | | | | |
| (2) 民間資金等活用事業の促進に必要な経費(平成25年度) | - | - | 64,905 | 64,631 | | | 地域と投資家双方にとって魅力や価値があるPFI事業を推進するため、これらについて検討しようとしている地方公共団体等から具体的な案件を募集し、地方公共団体等が行うPFI事業実施に向けた調査の検討に対する支援を行う。具体的にはPFI事業に関して実績のある民間コンサルタント会社に委託して、地方公共団体等の案件形成に対する支援を行う。 | 0021 | | | |
| (3) 民間資金等活用事業による東日本大震災からの復興の促進に必要な経費(平成24年度) | - | 583,470 (331,506) | 492,282 | 49,845 | | | 東日本大震災復興特別区域法の対象区域内を対象として、震災復興に当たりPFI手法の活用を検討しようとしている地方公共団体等から具体的な案件を募集し、地方公共団体等が行うPFI事業実施に向けた調査の検討に対する支援を行う。公共施設運営権を活用した案件、複数の施設を包括的に整備・運営する案件などを対象とする。具体的にはPFI事業に関して実績のある民間コンサルタント会社に委託して、地方公共団体等の案件形成に対する支援を行う。 | - | | | |
| 施策の予算額・執行額 | 43,686 (21,808) | 629,279 (361,777) | 589,641 | 150,094 | 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 第186回国会経済演説「民間投資の喚起による成長力強化を実現するため、PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランの着実な推進とともに、民間資金等活用事業推進機構の適切な運営の確保及び密接な連携を図ってまいります。」 | | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-11(政策4-施策⑥))

| | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------------|--------|------------------|----------------------------------|--|-----------------------|------------------------------------|------|------|-------------------------------|--|
| 施策名 | 競争の導入による公共サービスの改革の推進(公共サービス改革基本方針含む) | | | | 担当部局名 | 政策統括官(経済社会システム担当)公共サービス改革推進室 | 作成責任者名 | 参事官 新田 敬師 | | | | |
| 施策の概要 | 公共サービス改革基本方針改定に関する事務に加え、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)の着実かつ適正な運用を図るため、官民競争入札等の対象事業を実施する各省庁や地方公共団体に対する支援を含め、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなど、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行う。 | | | | 政策体系上の位置付け | 経済財政政策の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号) | 政策評価実施予定時期 | 平成29年8月 | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | | | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | |
| 1 対象事業数に占める新プロセス等への移行割合 | 8% | 25年度 | 34% | 28年度 | - | - | - | - | 34% | | | 公共サービス改革法の対象となった公共サービスは、内閣府の行う評価において確保されるべき質に係る達成目標が概ね達成され、経費削減の面で効果をあげているなど良好な実施結果が得られた場合、監理委員会の関与を軽減等した新プロセス等へ移行することを認めている。 そのため、良質かつ低廉な公共サービスの実現を推進するための指標として、現在の対象事業のうち新プロセス等への移行が認められた割合を設定した。 また、目標値(水準)は、公共サービスについて不断の見直しを行い、今後も対象事業数が増加していく中で、監理委員会の充実した審議を可能とするため、継続的に達成すべき水準として平成28年度までに34%としたものである。 |
| 2 当該年度における新プロセス等への移行割合 | 28% | 25年度 | 30% | 平成26年度～28年度の3年平均 | - | - | 平成26年度から28年度の3年平均で30% | | | | | 上記1の目標を達成し、良質かつ低廉な公共サービスの実現を図るためには、各年度において新プロセス等への移行を推進する必要があることから、当該年度に評価を行った事業のうち新プロセス等への移行が認められた割合が3年平均で30%を上回ることを目標値として設定した。 |
| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | | | | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| (1) 競争の導入による公共サービスの改革の推進に必要な経費(平成18年度) | 28,130 (21,927) | 27,186 (17,840) | 22,243 | 19,650 | 1 | 公共サービス改革基本方針改定に関する事務に加え、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の着実かつ適正な運用を図るため、官民競争入札等の対象事業を実施する各省庁や地方公共団体に対する支援を含め、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなど、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行う。 | | | | | 0022 | |
| 施策の予算額・執行額 | 28,130 (21,927) | 27,186 (17,840) | 22,243 | 19,650 | 施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | | | 経済財政運営と改革の基本方針について(平成25年6月14日閣議決定) | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-12(政策4-施策⑦))

| 施策名 | 市民活動の促進 | | | | 担当部局名 | 政策統括官(経済社会システム担当)付 参事官(社会基盤担当) 参事官(市民活動促進担当) | | | | 作成責任者名 | 参事官(社会基盤担当) 沓澤 隆司 参事官(市民活動促進担当) 日下部 英紀 | | | | |
|---------------------------|---|------|---------------------|------|----------------------------|--|---------------------|------|------|------------|--|--|--|--|--|
| 施策の概要 | 1. 市民活動の促進を図るため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用を行う。 2. 専門分野に特化したマネジメント人材の育成により中間支援機能の強化を図るため、各専門分野におけるノウハウの移転について、調査、企画、実際の支援を実施する。 3. 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の推進に関する方策の検討や実施状況の分析、検証等を実施する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 経済財政政策の推進 | | | | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 1. 本施策の推進により、市民活動の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動を促す。 2. 専門性の高いマネジメント人材の育成に取り組むとともに、ノウハウ移転を受けた中間支援機能の強化を図ることで、NPO等による地域課題の解決等を継続・発展させていく。 3. NPO等が主体となった被災3県等における復興に向けた取組や被災者支援を効果的・効率的に推進する。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 1. 特定非営利活動促進法の運用が基幹業務である為、目標を設定した。なお、本法は平成24年4月に改正がなされたことから、基本的には平成25年度を目標の基準値としている。 2. 「市民活動の担い手の運営力強化」の施策内容を踏まえ、目標を設定した。 3. 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の施策内容を踏まえ、目標を設定した。 | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | | | | | |
| 1 認定(仮認定を含む)特定非営利活動法人の認定数 | 398法人 | 25年度 | 対前年度比増 | 26年度 | 対前年度比増 | 対前年度比増 | 対前年度比増 | - | - | - | - | 制度周知の結果として、新認定法人制度による認定(仮認定)特定非営利活動法人の認定数を基準値として設定し、目標値を対前年度比増とした。 | | | |
| 2 内閣府NPOホームページのアクセス数 | (335,711) ※H25.4~ H25.12 | 25年度 | 対前年度比増 | 26年度 | 対前年度比増 | 対前年度比増 | 対前年度比増 | - | - | - | - | 制度周知の結果として、平成25年度のホームページアクセス数を基準値として設定し、目標値を対前年度比増とした。適宜、世論調査を実施し、国民の理解の浸透度を測ることとしている。 | | | |
| 測定指標 | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績) | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | | | | | |
| 3 市民活動の担い手の運営力強化 | 市民活動の担い手の運営力の強化 | 25年度 | 評価指標の平均上昇幅 24%以上 | 26年度 | - | 「市民活動の担い手の運営力強化事業」の実施 | 評価指標の平均上昇幅 24%以上 | - | - | - | - | 「市民活動の担い手の運営力強化」の施策内容を踏まえ、定性的な指標として、事務・事業の適切な進捗を設定。 実施調査のうち、「マネジメント人材育成支援に関する調査(企業等との連携)」について、課題解決能力の定着率を測定。人材育成支援講座受講者の理解度評価指標を用いて、受講前後の上昇幅が平均24%以上となるよう努める。 | | | |
| | | | | | - | 市民活動の担い手の運営力の強化 | - | - | - | - | - | | | | |

| 4 | NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組の支援及び被災者支援の効果的・効率的な推進 | NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業の制度創設 | 25年度 | 26年度 | - | - | 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況の分析、検証等の実施及び県等への通知、活用 | - | - | - | - | 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の施策内容を踏まえ、定性的な指標として、当該事業の実施状況の分析、検証等の適切な実施及び県等への通知を設定。さらに、検証の成果物を復興支援事業の研修等で活用することを検討する。 |
|---------------------------|--|---------------------------|---------------------|---------|---------|--------------------------------|---|--|---|---|---|--|
| | | | | | - | NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業の制度創設 | - | - | - | - | | |
| 達成手段(開始年度) | | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 |
| | | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | |
| (1) 市民活動の促進に必要な経費(平成10年度) | | 151,104 (126,249) | 125,386 (77,301) | 122,925 | 126,217 | 1~4 | <p>1. 2. 特定非営利活動法人は、市民活動の主要な担い手の一つとして、多様化する社会ニーズや課題にきめ細かく機動的に対応するものであり、今後もますます重要な役割を果たすことが期待されている。こうした活動の一層の促進のため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用等を行う。これにより、改正特定非営利活動促進法に基づき法人情報等を迅速に提供するため、「内閣府NPOポータルサイト」において、所轄庁の協力の下で、全国の特定非営利活動法人の基本情報や定款・事業報告書等を一元的に集約する仕組みを整備したことは、制度全体の信頼性の維持に寄与する。 【1、認定(仮認定を含む)特定非営利活動法人の増加数:174法人 2、内閣府NPOホームページのアクセス数:335,711】</p> <p>3. 自立して活動を継続できるNPO等の担い手の拡大に向けて、寄附などの資金集めやネットワークの構築等について、新たな中間支援の方法を調査、企画し、実際の活動における有効性等を実証・検証するとともに、その結果を「全国報告会」の開催を通じて共有し、中間支援組織の育成・連携強化に繋げていく。これにより、中間支援組織及び自立的、持続的に活動を継続するNPO等の担い手の活動の強化・拡充の進展に寄与する。</p> <p>4. 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況の分析、検証等の実施する。これにより、NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組や被災者支援の効果的・効率的な推進に寄与する。</p> | | | | | 0023 |
| 施策の予算額・執行額 | | 151,104 (126,249) | 125,386 (77,301) | 122,925 | 126,217 | 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | | 第186回国会経済演説 “地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOやソーシャルビジネス等の育成などを通じて、活力あふれる共助社会づくりを進めてまいります。” | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-13(政策4-施策⑧))

| 施策名 | NPO等の運営力強化を通じた復興・被災者支援の推進 | | | | 担当部局名 | 政策統括官(経済社会システム担当)付 参事官(社会基盤担当) | 作成責任者名 | 参事官(社会基盤担当) 沓澤 隆司 | | | | |
|--|--|------|-------------------|---------|------------------------------|---|--|-----------------------|------|------|-------------------------------|--|
| 施策の概要 | NPO等の民間非営利組織(以下、「NPO等」という。)が主体となった東日本大震災の被災地の復興に向けた取組や被災者の支援を推進するため、NPO等の運営力強化に向けた取組に対する支援を実施。 | | | | 政策体系上の位置付け | 経済財政政策の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 自立して活動できるNPO等による中・長期的な復興支援・被災者支援の継続を実現。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 被災地において、復興に向けた取組や被災者支援の担い手として大きな役割をNPO等が果たしているが、これらの多くは設立後間もなく経営ノウハウが不足していたり、財政基盤が脆弱であるなどの課題を有しているため。 | | 政策評価実施予定時期 平成27年8月 | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | 基準年度 | 基準年度 | 目標年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | | 30年度 |
| 1 本施策により実施したNPO等の基礎的能力強化に向けた取組における達成度テストの結果 | - (事業未実施) | - | 70点以上 (3県の平均値) | 26年度 | - | - | 70点以上 (3県の平均値) | - | - | - | - | ・当該事業で各県が実施する講習会において実施する考査により施策の効果の評価ができるため、当該項目を測定指標として設定。 ・平成26年度事業において3県が掲げる目標値(事前の聞き取りによる)を参考として目標値を設定。 |
| 2 本施策により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援に向けた実践的な取組に参画した団体の数 | - (事業未実施) | - | 60団体 | 26年度 | - | - | 60団体 | - | - | - | - | ・当該事業において、支援活動を行うNPO等間のネットワークが形成されることにより、NPO等の運営力の強化が図られることから、当該項目を測定指標として設定。 ・平成26年度事業における3県の採択予定件数(事前の聞き取りによる)を参考として目標値を設定。 |
| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | | | | | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| (1) NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業(平成25年度)(関連:26-13(政策5-施策⑦)) | - | - | 260,000 | 246,857 | 1, 2 | ・3県が、中間支援組織等を通じた個別のNPO等の基礎的能力向上を目的とした講習会や個別指導を実施。当該事業によって、より多くのNPO等の基礎的能力の強化が図られることにより、被災3県等における継続的な復興・被災者支援の推進に寄与。 ・復興・被災者支援(3県から他県に避難されている方々への支援を含む)等のうち、NPO等の運営力強化を図ることとする人材育成やネットワークの形成等に係る先駆的な取組に対して3県を通じて支援を実施。当該事業で、NPO等の実践的な活動がより多く実施されることにより、被災3県等における復興・被災者支援の推進に寄与。 | | | | | | - |
| 施策の予算額・執行額 | - | - | 260,000 | 246,857 | 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | | 第186回国会経済演説 “地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOやソーシャルビジネス等の育成などを通じて、活力あふれる共助社会づくりを進めてまいります。” | | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-14(政策4-施策⑨))

| 施策名 | 国内の経済動向の分析 | | | | 担当部局名 | 政策統括官(経済財政分析担当) | 作成責任者名 | 参事官(総括担当) 増島 稔 | | | | | |
|---------------------------|--|---|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| <p>施策の概要</p> | <p>国内の経済動向について幅広い情報収集体制の確立や調査を行い、マクロ経済の現状や経済財政政策の状況を迅速に把握する。その結果を、主に以下の成果物に取りまとめ、公表する。 ・「月例経済報告」…毎月一回、内外の経済動向に関する客観的な分析・検討を行い、政府としての景気判断を提示。 ・「年次経済財政報告」(通称「経済財政白書」)…毎年一回、我が国経済財政の現状を総合的かつ詳細に分析した結果を取りまとめ、公表。 ・「日本経済」…毎年一回、「年次経済財政報告」公表後の我が国経済の分析結果を取りまとめ、公表。</p> | | | | <p>政策体系上の位置付け</p> | <p>経済財政政策の推進</p> | | | | | | | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>毎月、「月例経済報告」を滞りなく作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」等に報告することにより、政府内での景気認識の共有を図る。また、「経済財政白書」を作成の上、年央を目途に閣議に配布し、日本経済が抱える課題の解決等に貢献するとともに、年末を目途に「日本経済」を作成し公表する。以上の成果物を、ホームページ上に掲載し、広く国民への情報発信を行うなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供に努める。</p> | | | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>我が国の景気は、緩やかに回復している。ただし、海外景気の下振れが引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっており、また、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要及びその反動が見込まれ、景気のみめ細やかな実情把握が求められている。 このため、月次で景気動向を把握していく(月例経済報告)とともに、概ね半年に一度、経済の構造面にまで踏み込んだ分析を実施(経済財政白書、日本経済)し、国民各層への情報提供を行う。 (参考)月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解) 1. 月例経済報告等の聴取等を行うことを目的として、月例経済報告等に関する関係閣僚会議(以下「会議」という。)を随時開催する。 2. 会議の構成員は、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、復興大臣、公務員制度改革担当大臣及び内閣官房長官とする。(以下略)</p> | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>平成27年8月</p> | | | | | |
| 測定指標 | 基準 | 目標 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | |
| <p>1 報道の状況</p> | <p>主要全国紙における関連記事掲載数(月平均) 基準年度 平成25年度</p> | <p>毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載 目標年度 平成26年度</p> | <p>24年度</p> | <p>25年度</p> | <p>26年度</p> | <p>27年度</p> | <p>28年度</p> | <p>29年度</p> | <p>30年度</p> | <p>我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。</p> | | | |
| <p>毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p> | <p>毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p> | <p>毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p> | <p>毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p> | <p>毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p> | <p>毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p> | <p>毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p> | <p>毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p> | <p>毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p> | <p>毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p> | <p>毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p> | <p>毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p> | <p>毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p> | <p>毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---------------------------|---------------------------------------|--------------------|---------|--------|----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|---------------------------|---|
| 2 | 月例経済報告のホームページにおけるアクセス件数 | 内閣府HPにおける月例経済報告のページへのアクセス件数 | 平成25年度 | 対前年度並以上 | 平成26年度 | 対前年度比並 321,145 | 対前年度比並 357,448 | 対前年度並以上 | | | | | | | 我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。 |
| 3 | 年次経済財政報告のホームページにおけるアクセス件数 | 内閣府HPにおける年次経済財政報告(経済財政白書)のページへのアクセス件数 | 平成25年度 | 対前年度並以上 | 平成26年度 | 対前年度比並 30,030 | 対前年度比並 30,309 | 対前年度並以上 | | | | | | | 我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。 |
| 4 | 日本経済のホームページにおけるアクセス件数 | 内閣府HPにおける日本経済(ミニ白書)のページへのアクセス件数 | 平成25年度 | 対前年度並以上 | 平成26年度 | 対前年度比並 4,741 | 対前年度比並 4,079 | 対前年度並以上 | | | | | | | 我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。 |
| 達成手段(開始年度) | | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | | | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | |
| | | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | | | |
| (1) 国内の経済動向調査等に 必要な経費 (平成12年度) | | 56,068 (48,091) | 47,986 (38,061) | 46,706 | 48,024 | 全て | 質の高い調査分析を行うために、業界関係者や学識経験者からのヒアリング、広範かつ詳細な金融経済統計データの活用、独自のアンケート調査等を行う。 | | | | | | | 0024 | |
| 施策の予算額・執行額 | | 56,068 (48,091) | 47,986 (38,061) | 46,706 | 48,024 | 施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | | 第186回国会における甘利内閣府特命担当大臣(経済財政政策)の経済演説(平成26年1月24日) 月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解) | | | | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-15(政策4-施策⑩))

| | | | | | | |
|---------|---|-------------|--|---------------|------------|---------------------|
| 施策名 | 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析 | | 担当部局名 | 政策統括官(経済財政分析) | 作成責任者名 | 参事官(地域担当) 川辺 英一郎 |
| 施策の概要 | 地域経済の動向や問題点を的確に把握するため、地域経済について幅広い情報収集体制を確立するとともに、地域経済動向に関する調査を行い、地域の現状に応じたきめ細かな政策立案に貢献する。毎月一回、全国11地域の景気ウォッチャー2,050人からの景気判断に関する回答を取りまとめ、「景気ウォッチャー調査」を公表している。四半期に一回、全国11地域の経済動向について取りまとめ、「地域経済動向」を作成・公表している。毎年一回、地域経済を総合的に分析し、特定のテーマについてより深い調査・分析を行い、「地域の経済」を作成・公表している。 | | 政策体系上の位置付け | 経済財政政策の推進 | | |
| 達成すべき目標 | 地域経済動向の分析を広く示すことにより、地域経済動向の迅速かつ適切な把握、経済財政政策の形成、政策論議への貢献等を図る。また、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」の作成・公表、報告書に基づく経済財政部局への情報提供等を実施するとともに公表物はホームページに掲載し広く国民への情報提供に努める。 | 目標設定の考え方・根拠 | 地域経済について、地域経済動向の迅速かつ確かな情報の収集と調査・分析を行い、我が国の経済財政政策運営に係る政策提案に資する基礎資料を作成・提出する。このため、毎月「景気ウォッチャー調査」の作成により、足元の景気判断を取りまとめ、四半期に一回、全国11地域の経済動向について調査・分析をし、年に一回、地域経済の総合的な分析等を行い、「地域の経済」を作成している。 | | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 |

| 測定指標 | 基準 | 目標 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
|-------------------------------|---------------------------------|--------|-------------|--------|--------|--------------------|------|------|------|------------------------------|-----------------------------------|
| | | | 施策の進捗状況(実績) | | | | | | | | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | |
| 1 報道の状況 | 主要全国紙における関連記事掲載数(月平均) | 平成23年度 | 平成26年度 | — | — | 毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載 | | | | | 地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。 |
| 2 景気ウォッチャー調査のホームページにおけるアクセス件数 | 内閣府HPにおける景気ウォッチャー調査のページへのアクセス件数 | 平成25年度 | 平成26年度 | 対前年度比並 | 対前年度比並 | 対前年度比並以上 | | | | | 地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。 |
| 3 地域経済動向のホームページにおけるアクセス件数 | 内閣府HPにおける地域経済動向のページへのアクセス件数 | 平成25年度 | 平成26年度 | 対前年度比並 | 対前年度比並 | 対前年度比並以上 | | | | | 地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。 |
| 4 地域の経済のホームページにおけるアクセス件数 | 内閣府HPにおける地域の経済のページへのアクセス件数 | 平成25年度 | 平成26年度 | 対前年度比並 | 対前年度比並 | 対前年度比並以上 | | | | | 地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。 |

| 達成手段(開始年度) | 予算額計(執行額) | | | | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | 平成26年行政事業レビュー事業番号 |
|---|----------------------|----------------------|---------|---------|------------------------------|--|-------------------|
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | |
| (1) 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の調査等に必要経費(平成12年度) | 125,157 (119,302) | 122,546 (115,952) | 121,517 | 126,193 | 全て | 「景気ウォッチャー調査」の作成に係る委託費や、地域経済動向専門家会議等の開催や地域経済に関するデータ、情報収集等を行う。 | 0025 |
| 施策の予算額・執行額 | 125,157 (119,302) | 122,546 (115,952) | 121,517 | 126,193 | 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | — | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-16(政策4-施策⑪))

| 施策名 | 海外の経済動向の分析 | | | | 担当部局名 | 政策統括官(経済財政分析担当) | 作成責任者名 | 参事官(海外担当) 村山裕 | | | | |
|--------------------------------------|--|--------------------|--|-------------|-----------------------------------|--|---------------------------|------------------|------|------|------------------------------|---|
| 施策の概要 | 海外経済動向や国際金融情勢について、マクロ経済指標を中心に調査・分析し、景気情勢等の判断を行い、その成果を「月例経済報告」や「世界経済の潮流」(年2回)に反映させる。また、OECD各国経済審査会等の国際会議に出席し、会議での議論と報告書の取りまとめに参画している。 | | | | 政策体系上の位置付け | 経済財政政策の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 我が国の適切かつ機動的な経済財政運営に資するため、海外経済や国際金融に関する確かな情報の収集と正確な調査・深い分析を行い、「月例経済報告」や「世界経済の潮流」(年2回)等に反映させ、政府部内で共有するとともに、国内外に公表し広く情報提供を行う。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | きめ細かい視点(月次)と中長期的視点(年2回)を併存させつつ、国民各層に情報提供を行う。 | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | | | | |
| 測定指標 | 基準 | 目標 | | 施策の進捗状況(実績) | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | |
| 1 報道の状況(月例経済報告) | 主要全国紙における関連記事掲載数(月平均) | 平成25年度 | 毎月、主要紙6紙(日経、読売、朝日、産経、東京)への関連記事掲載 平成26年度 | - | - | 毎月、主要全国紙6紙への関連記事掲載 | | | | | | 我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。 |
| 2 報道の状況(世界経済の潮流) | 主要全国紙における関連記事掲載(半年平均) | 平成25年度 | 半年平均で主要全国紙6紙(同上)中、3紙への関連記事掲載 平成26年度 | - | - | 半年平均で主要全国紙3紙への関連記事掲載 | | | | | | 我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。 |
| 3 世界経済の潮流のホームページにおけるアクセス件数 | 内閣府HPにおける世界経済の潮流のページへのアクセス件数 | 平成25年度 | 対前年度並以上 平成26年度 | - | - | 対前年度並以上 | | | | | | 我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。 |
| 達成手段(開始年度) | 予算額計(執行額) | | | | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | | | | | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| (1) 海外の経済動向調査等に 必要な経費 (平成12年度) | 36,423 (34,205) | 35,473 (32,817) | 34,389 | 34,969 | 全て | 海外経済指標データベースや情報ソースを活用することで、我が国の経済財政運営に係る政策立案に資する質の高い調査分析を行う。 | 0026 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額 | 36,423 (34,205) | 35,473 (32,817) | 34,389 | 34,969 | 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | - | | | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-17(政策5-施策①))

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|---|--------|------|---------|----------------------------------|-------------|---|------------|-----------|------|-------------------------------|---|
| 施策名 | 国家戦略特区の推進 | | | | | 担当部局名 | 地方創生推進室 | 作成責任者名 | 参事官 宇野 善昌 | | | |
| 施策の概要 | 経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進する。 | | | | | 政策体系上の位置付け | 地域活性化の推進 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 | | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 国家戦略特別区域法第1条 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) | 政策評価実施予定時期 | 平成28年8月 | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | | 30年度 |
| 1 全ての国家戦略特区で認定された区域計画における事業数の累計 | - | 平成26年度 | (*) | 平成32年度 | - | - | 50 | / | / | / | / | 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)により、2020年(平成32年)をにらんだ中期目標を設定して取組を進めていくこととしているところ。このため、政策評価においても平成32年度を目標年度とした。(*)目標等は具体的な区域及び区域計画が定まった上で設定する。 |
| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| (1) 規制・制度改革等の実現 (平成25年度) | - | - | - | - | 1 | 1 | 国家戦略特区では、大胆な規制・制度改革等を実現することで、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成を図る。実現した規制の特例措置の活用を図ることで、目標達成を目指す。 | | | | | - |
| (2) 税制上の支援措置 (平成26年度) | - | - | - | - | 1 | 1 | 即時償却を含む設備投資減税、研究開発税制の特例、固定資産税の特例等の税制上の支援措置の活用を図ることで、目標達成を目指す。 | | | | | - |
| (3) 国家戦略特区の推進に必要な経費 (平成26年度) | - | - | - | 177,506 | 1 | 1 | 国家戦略特区の推進に資する事業を行うベンチャー企業等が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で支給する、利子補給金(融資後5年間、利子補給率0.7%以内)の活用を図ることで、目標達成を目指す。 | | | | | 新26-0002 |
| 施策の予算額・執行額 | - | - | - | 177,506 | 施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | | 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定) 第I.3.(2)「国家戦略特区」を突破口とする改革加速 第II.一.5.①「国家戦略特区」の実現、第II.三.3.①〇特区制度の抜本的改革 | | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-18(政策5-施策②))

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------------------|-------------------|--------|----------------------------------|---|------------------------------------|------------|---------|------|-------------------------------|--|
| 施策名 | 中心市街地活性化基本計画の認定 | | | | 担当部局名 | 地方創生推進室 | 作成責任者名 | 参事官 滝澤 秀樹 | | | | |
| 施策の概要 | 中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画について、認定及び策定支援を行う。 | | | | 政策体系上の位置付け | 地域活性化の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 中心市街地の活性化に関する法律第1条 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定) | | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | | |
| 1 計画期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合 | 41% | 平成25年度 | 60% | 平成26年度 | | 60% | 60% | | | | | 計画期間終了後に市町村が行う最終フォローアップ調査において、実績値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標(居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等)の割合を、施策の有用性を測る指標として設定。 |
| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| 1 中心市街地活性化の (1) 推進に必要な経費 (平成19年度) | 2,311 (1,603) | 12,102 (5,652) | 10,802 (4,511) | 12,271 | 1 | 中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地活性化基本計画の認定のために、基本計画認定等に際しての現地調査、成果事例集の作成等を行う。 | | | | 0027 | | |
| 施策の予算額・執行額 | 2,311 (1,603) | 12,102 (5,652) | 10,802 (4,511) | 12,271 | 施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | | ○「日本再興戦略」(H25.6.14) コンパクトシティの実現 | | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-19(政策5-施策③))

| 施策名 | 構造改革特区計画の認定 | | | | 担当部局名 | 地方創生推進室 | 作成責任者名 | 参事官 七尾 英弘 | | | | |
|---------------------------------|--|--------------------|--------------------|-------------|--|--|---------|-----------|------|---|-------------------------------|--|
| 施策の概要 | 地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。 | | | | 政策体系上の位置付け | 地域活性化の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した独創的な構想の実現を手助けし、地域特性の顕在化及び地域活性化の推進を図る。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 構造改革特別区域法第1条 構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定) | 政策評価実施予定時期 | 平成28年8月 | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | | |
| 1 規制緩和のうち全国展開された割合 | 72% | 24年度 | 75% | 27年度 | — | — | 75% | 75% | — | — | — | <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化の推進を図る上では、規制緩和のうち全国展開された数の割合が重要であり、かつ、定量的なものであるため、測定指標としたものである。 ・地方公共団体が作成する構造改革特区計画に対する認定数についても定量的な指標であるため測定指標とする。 ・規制緩和のうち全国展開された数の割合は、年度における評価・調査委員会の結果により左右されるが、全国展開しないことが望ましい特区もあるため同程度の目標値を設定したものである。なお、評価・調査委員会を行わず全国展開される規制の特例措置も存在する。 |
| 2 構造改革特区計画の認定件数 | 26件 | 24年度 | 25件 | 27年度 | 32件 | 30件 | 22件 | 25件 | — | — | — | |
| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| (1) 構造改革特別区域計画の認定等に必要経費(平成14年度) | 26,823 (21,365) | 25,899 (20,807) | 25,087 (22,156) | 25,064 | 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・各地域での説明会の開催及び各地域の取組の現地視察。 ・広報用パンフ、成果事例集など印刷物を作製する。 | | | | | 0028 | |
| 施策の予算額・執行額 | 26,823 (21,365) | 25,899 (20,807) | 25,087 (22,156) | 25,064 | 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | | | | | — | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-20(政策5-施策④))

| 施策名 | 地域再生計画の認定等 | | | | 担当部局名 | 地方創生推進室 | 作成責任者名 | 参事官 小川 陵介 | | | | |
|--|--|--------------------|--------------------|--------|----------------------------------|--|------------|-----------|------|------|-------------------------------|---|
| 施策の概要 | 地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域の活力の再生等を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定を行う。 | | | | 政策体系上の位置付け | 地域活性化の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進することで、持続可能な地域の形成を図る。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)第1条 地域再生法基本方針(平成17年4月22日閣議決定) | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | | |
| 1 地域再生計画の認定件数 | 100件 | 平成20年度 | 144件 | 平成26年度 | 100件 | 95件 | 144件 | - | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生計画の認定件数が増えることにより、全国各地で地域再生の取組が実施されることに加え、成功事例等の蓄積が、その他の地域における新たな地域再生の取組の推進に寄与することが期待されるため、地域再生計画の認定件数を測定指標とした。 ・目標値については、平成23年度・平成24年度の計画認定の実績値及び平成26年度末で計画期間が満了する計画のうち、改めて認定を受ける計画の見込み件数に基づいて設定した。 |
| 2 計画期間が終了した地方公共団体に対する調査 「目標どおり」とした計画の割合 | 65% | 平成20年度 | 70% | 平成26年度 | 70% | 70% | 70% | - | - | - | - | |
| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| 地域再生計画の認定等に (1)必要な経費 (平成17年度) | 28,930 (20,428) | 27,588 (20,178) | 29,040 (21,401) | 28,149 | 1,2 | <ul style="list-style-type: none"> ・施策を活用して事業を実施している地方公共団体へのアンケート調査。 ・各地域での説明会の開催及び各地域の取組の現地視察。 ・地域づくり情報に関する総合情報サイトで、地域活性化に係る施策、活用事例等を掲載。 | | | | 0029 | | |
| 施策の予算額・執行額 | 28,930 (20,428) | 27,588 (20,178) | 29,040 (21,401) | 28,149 | 施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | | | | - | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-21(政策5-施策⑤))

| | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----------------------------|----------------------------|------------|------------------------------|--|--|------------|-----------|------|-------------------|--|
| 施策名 | 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定 | | | | | 担当部局名 | 地方創生推進室 | 作成責任者名 | 参事官 小川 陵介 | | | |
| 施策の概要 | 地域再生計画を基に、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。 | | | | | 政策体系上の位置付け | 地域活性化の推進 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国が的確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策を内閣として推進し、地域活性化(地方再生)を促進する。 | | | | | 目標設定の考え方・根拠 | ・地域再生法(17法律第24号)第13条第1項 ・地域再生基本方針(17年4月22日閣議決定) | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | 基準年度 | 目標年度 | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | |
| | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | |
| 1 事業が完了した地方公共団体に対する調査で、「交付金の持つメリットを効果的に活用できた」と回答した割合 | 70% | 平成23年度 | 80% | 平成26年度 | 70% | 70% | 80% | - | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・施策(地域再生基盤強化交付金による支援)を活用して事業を完了させた地方公共団体へアンケートを行い、本施策の有効性を調査することとしているため、その調査結果を測定指標とした。 ・目標値については、平成24年度及び平成25年度の実績値を勘案し設定した。 |
| 2 計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合 | - | - | 70% | 平成26年度 | - | - | 70% | - | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・認定地域再生計画に基づく地域再生基盤強化交付金事業の実施による効果を測定するため、計画に記載された目標の達成割合を測定指標とした。 ・当該指標による評価の初年度であり、比較の対象となる実績値等が存在しないことから、政策⑥-施策④「地域再生計画の認定」の測定指標(計画期間が終了した認定地域再生計画に記載された目標の達成割合)に準じて目標値を設定した。なお、平成27年度以降は、前年度の実績に基づく目標値を設定することとしている。 |
| 達成手段(開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | 平成26年行政事業レビュー事業番号 | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| (1) 地域再生の推進のための施設整備に必要な経費(平成17年度)(関連25-19(政策6-施策③)) | 71,375,402 (68,715,581) | 59,401,811 (58,079,716) | 60,475,072 (59,604,020) | 45,118,000 | 1.2 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生基盤強化交付金を活用して事業を実施している地方公共団体へのアンケート調査を実施。 ・各地方公共団体等での施策説明会の開催など本交付金の制度、メリットの周知を図る。 ・各地方公共団体の実施状況やその効果について適切にフォローアップを実施(現地調査)。 ・HP(地域再生本部)において、地域活性化に係る施策や活用事例等の情報提供を実施。 | | | | | 0030 | |
| 施策の予算額・執行額 | 71,375,402 (68,715,581) | 59,401,811 (58,079,716) | 60,475,072 (59,604,020) | 45,118,000 | 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | | - | | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-22(政策5-施策⑥))

| 施策名 | 地域再生支援利子補給金の支給 | | | | 担当部局名 | 地方創生推進室 | 作成責任者名 | 参事官 小川 陵介 | | | | |
|---|--|----------------------|----------------------|---------|------------------------------|---|--------|-----------|------------|---------|-------------------------------|--|
| 施策の概要 | 認定された地域再生計画を基に、事業実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で利子補給金を支給する。 また、特定の政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業を実施する場合は、金融機関が地域再生協議会の構成員であることを必要としない要件緩和を実施。 | | | | 政策体系上の位置付け | 地域活性化の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資が行われることによって、地域における雇用創出その他地域の再生に資することを目標とする。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 地域における創意工夫を生かしつつ、住みよい地域社会の実現を図ることを理念とし、地域再生基本方針(閣議決定)において、「(…略…)民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行う」こととされている。 地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)第1条 地域再生法基本方針(平成17年4月22日閣議決定) | | | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | | |
| 1 計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合 | - | - | 70% | 平成26年度 | - | - | 70% | - | - | - | - | ・地域再生支援利子補給金の活用を記載した認定地域再生計画に基づく事業の実施による効果を測定するため、計画に記載された目標の達成割合を測定指標とした。 ・当該指標による評価の初年度であり、比較の対象となる実績値等が存在しないことから、政策⑥-施策④「地域再生計画の認定」の測定指標(計画期間が終了した認定地域再生計画に記載された目標の達成割合)に準じて目標値を設定した。なお、平成27年度以降は、前年度の実績に基づく目標値を設定することとしている。 |
| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| (1) 地域再生の推進のための利子補給金の支給に必要な経費(平成20年度) | 107,324 (94,650) | 170,811 (152,678) | 223,389 (199,574) | 249,965 | 1 | 認定された地域再生に資する事業を行う実施者が、金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、予算の範囲内で、利子補給金を支給するものである。(融資後5年間、利子補給率0.7%以内。) | | | | | 0031 | |
| 施策の予算額・執行額 | 107,324 (94,650) | 170,811 (152,678) | 223,389 (199,574) | 249,965 | 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | | | - | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-23(政策5-施策⑦))

| | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|--|---|-----------|------|------|-------------------------------|---|
| 施策名 | 特定地域再生計画の推進 | | | | 担当部局名 | 地方創生推進室 | 作成責任者名 | 参事官 小川 陵介 | | | | |
| 施策の概要 | 少子高齢化対応、低未利用資源の有効活用等、全国の地域に共通する重要な政策課題を特定政策課題として設定し、その解決に資する地域の取組に対して重点的かつ総合的な支援を行うため、地域再生法に基づき、地方公共団体が作成する特定政策課題の解決に資する事業を記載した地域再生計画の認定を行う。 | | | | 政策体系上の位置付け | 地域活性化の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 特定政策課題の解決に資する先駆的な取組に対して重点的な支援を行い、地域における地域再生の戦略的な取組の強化を図るとともに、当該取組から全国に波及するモデル事業を構築することにより、我が国全体の成長につなげていく。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)第1条 地域再生法基本方針(平成17年4月22日閣議決定) | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | 基準年度 | 目標年度 | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | |
| | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | |
| 計画期間が終了した地方公共団体に対する調査 1で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合 | - | - | 70% | 平成26年度 | - | - | 70% | - | - | - | - | ・特定政策課題の解決に資する事業を記載した認定地域再生計画に基づく事業の実施による効果を測定するため、計画に記載された目標の達成割合を測定指標とした。 ・当該指標による評価の初年度であり、比較の対象となる実績値等が存在しないことから、政策⑥-施策④「地域再生計画の認定」の測定指標(計画期間が終了した認定地域再生計画に記載された目標の達成割合)に準じて目標値を設定した。なお、平成27年度以降は、前年度の実績に基づく目標値を設定することとしている。 【参考】 特定政策課題の解決に資する事業を記載した地域再生計画の認定件数 平成24年度 3件 平成25年度 3件 ・評価の対象となる、特定政策課題の解決に資する事業を記載した認定地域再生計画のうち、平成25年度で終了する計画はない。 |
| 達成手段(開始年度) | 予算額計(執行額) | | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| (1) 特定地域再生計画の推進 に必要経費(平成24年度) | - | 500,000 (305,792) | 601,739 (522,296) | 200,000 | | 1 | 特定政策課題の解決に資する地域再生計画の策定・事業の実施を支援する。 | | | | 0032 | |
| (2) 地域再生の推進のための 利子補給金の支給に必要な 経費(平成24年度) | - | 170,811 (地域再生支 援利子補給 金の内数) | 223,389 (地域再生支 援利子補給 金の内数) | 249,965 (地域再生支 援利子補給 金の内数) | | 1 | 特定の政策課題の解決に資する事業を行う実施者が、金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、予算の範囲内で、利子補給金を支給する(融資後5年間、利子補給率0.7%以内)。 | | | | 0031 | |
| (3) 特定地域再生事業を行う 株式会社に対する投資促進 税制(平成24年度) | - | - | - | - | | 1 | 特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から資金を集めるため税制上の優遇措置を講じ、民間による事業の充実を図る。 | | | | - | |
| (4) 地方債の特例措置 (平成24年度) | - | - | - | - | | 1 | 施設の統廃合等により不要となった公共施設等の除却について、地方債の対象経費とすることで特定政策課題の解決に資する当該施設の除去を支援する。 | | | | - | |
| 施策の予算額・執行額 | - | 670,811 (305,792) | 825,128 (522,296) | 449,965 | 施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | | - | | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-24(政策5-施策⑧))

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---------------------------|---------------------------|-----------|-----------------------------------|---|--------|--|---------|------|-------------------------------|--|
| 施策名 | 総合特区の推進 | | | | 担当部局名 | 地方創生推進室 | 作成責任者名 | 参事官(総務担当) 宇野 善昌 参事官(財政・金融担当) 長屋 正人 | | | | |
| 施策の概要 | 総合特別区域において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 | | | | 政策体系上の位置付け | 地域活性化の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 総合特別区域法第1条 総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定) | | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | 基準年度 | | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | | 30年度 |
| 1 認定総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均値 | - | 平成23年度 | 90% | 平成28年度 | 10% | 30% | 50% | 70% | 90% | - | - | 総合特区については、第4次指定まで行ったところであるが、区域指定や計画認定の時期が異なることから、各特区の計画の始期等にずれがあるため、これを勘案し、最終計画年度の目標値に対する達成度の全体の平均が90%に達することとした。 |
| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| (1) 総合特区計画に基づく支援措置等に必要な経費(平成23年度) | 83,202 (2,604) | 124,191 (50,998) | 315,089 (190,716) | 472,159 | 1 | 総合特区に指定された地域からの提案等に基づき、国と地方の協議会での議論を経て措置することとされた特例事項については、規制の根拠等に応じて法令等の改正を行い、特例措置が累次追加される。総合特区の推進に資する事業を行う事業者が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、利子補給金を支給(融資後5年間、利子補給率0.7%以内)し、国際競争力の向上又は地域力の向上を図る。 | | | | | 0033 | |
| (2) 総合特区の推進調整に必要な経費(平成23年度) | 12,400,498 (-) | 14,980,000 (3,474,027) | 12,859,680 (2,795,901) | 9,500,000 | 1 | 総合特区制度における財政支援措置の一つとして、総合特区に関する計画の実現を支援するため、各府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する。認定総合特区計画に記載された事業に対する財政支援等を実施することで、当該総合特区における目標達成を支援する。 | | | | | 0034 | |
| 施策の予算額・執行額 | 12,483,700 (2,604) | 15,104,191 (3,525,025) | 13,174,769 (2,986,617) | 9,972,159 | 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | 日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定) 国際戦略総合特区制度を通じた国際競争力強化策の推進 総合特区制度、構造改革特区制度を通じた地域活性化施策の推進 | | | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-25(政策5-施策⑨))

| | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------------|----------------------------|----------|------------------------------|---|--|------------|---------|------|---|--|
| 施策名 | 「環境未来都市」構想の推進 | | | | 担当部局名 | 地方創生推進室 | 作成責任者名 | 参事官 成瀬 茂夫 | | | | |
| 施策の概要 | 厳選された戦略的都市・地域(「環境未来都市」)において、様々な取組を集中的に実施すること等を通じて、未来に向けた技術、社会経済システム、サービス、ビジネスモデル、まちづくりで世界に類のない成功事例を創出し、これを国内外に普及展開することにより、新たな経済的需要や雇用を創出する。また、人口減少社会、超高齢化社会、地球温暖化への対応といった世界共通の課題を解決するためには、社会経済システムのイノベーションが必要であることから、本構想では、その実践の場を作り出すことで、我が国の課題の解決力の強化を図るとともに、都市・地域の活性化、我が国全体の経済社会の発展の実現に貢献する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 地域活性化の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 選定した環境未来都市において、環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出するとともに、それらの国内外への普及展開を図ることで、需要拡大、雇用創出等を実現し、都市・地域の活性化及び我が国全体の持続可能な経済社会の発展の実現に貢献する。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 「環境未来都市」構想のコンセプト中間とりまとめ(「環境未来都市」構想有識者検討会により平成23年2月策定)被災地域においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」 | | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | 基準年度 | 目標年度 | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | |
| | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | |
| 1 各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合(被災地以外の5都市) | 33% | 24年度 | 90% | 28年度 | 10% | 30% | 50% | 70% | 90% | - | - | 選定された各都市において、策定している環境未来都市計画(平成24年度から5年間)について、最終計画年度の各都市、各取組の目標値に対する達成度の平均が90%に達することで、制度の最終目標に向け順調に環境未来都市が形成されていることとなる。11の環境未来都市のうち、6都市は東日本大震災の被災地域であるが、被災地域では、復興計画等と並行して復興に向けて実態に合うよう柔軟に修正しながら進めているため被災地以外とは分けて評価する。 |
| 2 各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合(被災地の6都市) | 19% | 24年度 | 90% | 28年度 | 5% | 20% | 40% | 65% | 90% | - | - | |
| 達成手段(開始年度) | 予算額計(執行額)(千円) | | | | 当初予算額(千円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | 平成26年行政事業レビュー事業番号 |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| (1) 環境未来都市の推進に必要な経費(平成23年度) | 1,134,789(578,043) | 1,599,338(808,396) | 705,221(655,086) | 78,694 | 1 | 環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出し、国内外に普及展開するために必要となる計画の策定や普及啓発、選定された各環境未来都市で実施する取組に対する支援等を行う。 | 0035 | | | | | |
| (2) 少子高齢化・環境対応等復興モデル事業の支援(平成25年度) | - | - | 215,000 ※うち66,868を26年度に繰越し | - | 2 | 東日本大震災の被災地域において、環境価値、社会的価値、経済的価値を新たに創出し、「誰もが暮らしたいまち」・「誰もが活力あるまち」として復興するため、環境、超高齢化対応等の分野でのモデル事業の実施を支援する。 | - | | | | | |
| 施策の予算額・執行額 | 1,134,789(578,043) | 1,599,338(808,396) | 920,221 | 78,694 | 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | | 福田内閣総理大臣施政方針演説(平成20年1月18日) 都市と暮らしの発展プラン(平成20年1月第3回地域活性化統合本部会合了承) 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定) | | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-26(政策5-施策⑩))

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|---------------------|---------------------|--------|-------------------------------|--|--------|------------|---------|------|-------------------------------|--|
| 施策名 | 都市再生安全確保計画の策定の促進 | | | | 担当部局名 | 地方創生推進室 | 作成責任者名 | 参事官 鹿野 正人 | | | | |
| 施策の概要 | 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において、官民からなる都市再生緊急整備協議会が都市再生安全確保計画を作成することを促進し、都市の安全性の速やかな向上を図ることをもって、円滑な都市再生の推進を図るための経費である。 | | | | 政策体系上の位置付け | 地域活性化の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 都市再生緊急整備地域において、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図る。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 都市再生特別措置法(平成14年法理第22号)第1条では、「都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための(中略)特別の措置」を通じて、「都市の防災に関する機能を確保」することとしている。具体的には、同法第19条の13において、「都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るため」に都市再生安全確保計画を作成することができるとされているため。 | | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | | 30年度 |
| 1 都市再生安全確保計画を作成する又は作成しようとするエリア数 | - | - | 12エリア | 26年度 | 10 | 8 | 12 | | | | | ・都市再生緊急整備地域において、大規模ターミナル駅周辺など特に機能の集積が進み、大地震発生時のリスクが高く、かつ、地方公共団体等において、都市再生安全確保計画策定に向けた意向を示している等、早期に滞在者等の安全を図るための対策を講ずべきエリア数に基づき、「国土強靱化アクションプラン2014」における目標年限を設けており、政策評価の目標値も同様に設定。 |
| 2 都市再生安全確保計画の作成エリア数 | 7エリア | 25年度 | 10エリア | 26年度 | - | - | 10 | | | | | |
| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| 都市再生安全確保計画の策定の(1)促進に必要な経費(平成24年度) | - | 150,000 (63,080) | 100,000 (36,504) | 90,600 | 1 | 都市再生安全確保計画の策定・実施による効率的・効果的な防災対策の推進を図るため、都市再生安全確保計画の策定に必要な地方公共団体等が実施する基礎的な調査に要する費用に対して補助(補助率1/2)を行う。 | | | | | 0036 | |
| 施策の予算額・執行額 | - | 150,000 (63,080) | 100,000 (36,504) | 90,600 | 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) 都市再生基本方針の一部変更(平成24年8月10日 閣議決定) | | | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-27(政策5-施策①))

| | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|------|------|------------|--------------------------------|--|---|------------------------------------|------|------|-------------------------------|--|
| 施策名 | 地域住民生活等緊急支援交付金の配分計画の策定等 | | | | 担当部局名 | 地方創生推進室 | 作成責任者名 | 参事官 村上 敬亮 参事官 溝口 洋 参事官 岸川 仁和 | | | | |
| 施策の概要 | ①地域消費喚起・生活支援型 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)制度要綱に基づき、配分計画を策定する。 ②地方創生先行型 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)制度要綱及び地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)交付要綱に基づき、交付金を交付する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 地域活性化の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | ①地域消費喚起・生活支援型 地方公共団体が実施する地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策を支援することで、地域の消費喚起など景気の脆弱な部分に的を絞った対応をする。 ②地方創生先行型 地方公共団体による地方版総合戦略の円滑かつ有効な策定と、これに関する優良施策の実施を支援することで、地方創生を速やかに進める。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策(平成26年12月27日閣議決定) | | 政策評価実施予定時期 平成28年8月 | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | 基準年度 | | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | | 30年度 |
| 1 | - | - | - | 26年度 | - | - | - | 100% | - | - | - | 本交付金の目的が、上記のとおり「地域の消費喚起など景気の脆弱な部分に的を絞った対応をするため、地方公共団体が実施する地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策を支援」することであることに鑑み、本交付金によって、実際にどの程度の地方公共団体において消費が喚起されたのか把握する必要があるため。 ※地方公共団体が実施する事業の完了は、平成27年度末になることから、平成28年8月を評価予定時期とする。 |
| 2 | - | - | - | 26年度 | - | - | - | 100% | - | - | - | 本交付金の目的が、上記のとおり「地方創生を速やかに進めるため、地方公共団体による地方版総合戦略の円滑かつ有効な策定と、これに関する優良施策の実施を支援」することであることに鑑み、本交付金によって、実際にどの程度の地方公共団体において地方創生の取組が推進されたのか把握する必要があるため。 ※地方公共団体が実施する事業の完了は、平成27年度末になることから、平成28年8月を評価予定時期とする。 |
| 達成手段(開始年度) | 予算額計(執行額) | | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| (1) | - | - | - | 250,000百万円 | 1 | 地方公共団体が作成する地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係る実施計画に基づく事業に要する費用のうち、当該地方公共団体が負担する経費に充てるため、交付金を交付する。 交付金の交付限度額は、各地方公共団体の外形基準をベースとして算定。 | | | | - | | |
| (2) | - | - | - | 170,000百万円 | 2 | 地方公共団体が作成する地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係る実施計画に基づく事業に要する費用のうち、当該地方公共団体が負担する経費に充てるため、交付金を交付する。 交付金の交付限度額は、各地方公共団体の外形基準をベースとして算定。 | | | | - | | |
| 施策の予算額・執行額 | - | - | - | 420,000百万円 | 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | | 地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策(平成26年12月27日閣議決定)、まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定) | | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-28(政策5-施策①))

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------|---------------------------|-------|----------------------------------|---|--------|-----------------------|------|---|---|-------------------------------|
| 施策名 | 地域活性化・効果実感臨時交付金の配分計画の策定 | | | | 担当部局名 | 地方創生推進室 | 作成責任者名 | 参事官 須藤 明夫 | | | | |
| 施策の概要 | がんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)制度要綱に基づき、配分計画を策定する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 地域活性化の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 平成25年度補正予算における経済対策による公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が事業を円滑に実施することができるよう支援し、これをもって景気回復の効果を波及させていくこと。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 好循環実現のための経済対策 (平成25年12月5日閣議決定) | | 政策評価実施予定時期 平成27年8月 | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | | |
| 1 地域活性化・効果実感臨時交付金の創設により、公共事業等の実施の後押しとなったと回答した市町村の割合 (※母数は、交付対象となった市町村の総数) | - | - | 100% 平成26年度 | - | - | 100% | - | - | - | - | 本交付金の目的が、上記のとおり「公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が事業を円滑に実施することができるよう支援」することであることに鑑み、本交付金によって実際にどの程度事業の実施が後押しされたのか把握する必要があるため。 | |
| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| 1 地域活性化・効果実感臨時交付金(1)に必要な経費 (平成25年度) | - | - | 87,000,000 ※全額26年度に繰越し | - | 1 | 市町村が作成する地域活性化・効果実感臨時交付金に係る実施計画に基づく事業に要する費用のうち、当該市町村が負担する経費に充てるため、交付金を交付する。交付金の交付限度額は、各市町村の追加公共事業等の地方負担額等をベースとして算定(財政力の弱い市町村に重点化。) | | | | | 0127 | |
| 施策の予算額・執行額 | - | - | 87,000,000 | | 施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | 好循環実現のための経済対策 (平成25年12月5日閣議決定) | | | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-29(政策6-施策①))

| 施策名 | 地方分権改革に関する施策の推進 | | | | 担当部局名 | 地方分権改革推進室 | 作成責任者名 | 参事官 谷 史郎 | | | | |
|-------------------------------------|--|--------|--------|--------|------------------------------|--|--------|------------|---------|---|-------------------------------|--|
| 施策の概要 | 地方分権改革に関する施策を推進する | | | | 政策体系上の位置付け | 地方分権改革の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 地方分権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施及び普及啓発を推進する | | | | 目標設定の考え方・根拠 | — | | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | | |
| 1 地方分権改革推進室HPへのアクセス件数 | — | 平成25年度 | 前年度以上 | 平成26年度 | — | — | 前年度以上 | — | — | — | — | ・個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望(中間取りまとめ)～(平成25年12月10日地方分権改革有識者会議決定。以下「中間取りまとめ」と言う)においては、国の役割として「…制度改革を軌道に乗せ、その実効性を担保する観点から、国民や地方に対する情報発信に努めるとともに、国民が地方分権改革の成果を実感できるように取組を進めるべきである」としているため、近年情報発信の主要なツールとなっているHPへのアクセス件数について普及啓発の推進の指標として設定。 |
| 2 地方分権改革推進室 Facebookページの「いいね!」の数 | — | 平成25年度 | 前年度以上 | 平成26年度 | — | — | 前年度以上 | — | — | — | — | ・中間取りまとめにおいては、「これまでの改革による成果を効果的に情報発信することが重要であることから、ソーシャルメディアなど情報の受け手に直接働きかける媒体を活用しながら、地方の現場の優れた取組を発信するとともに、地方で活躍する職員等との活発な情報交換・ネットワーク化を進めるべきである。」とSNSによる情報発信の必要性が示されているため、普及啓発の推進の指標として設定。 |
| 3 地方分権改革推進室 Twitterのフォロワー数 | — | 平成25年度 | 前年度以上 | 平成26年度 | — | — | 前年度以上 | — | — | — | — | 同上 |
| 測定指標 | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績) | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | | |
| 4 法律等の内容の全都道府県及び指定都市への通知の発出及び説明会の開催 | — | — | 実施 | — | 実施 | 実施 | — | — | — | — | — | ・地方分権改革に関する法律等につき、当事者である地方側にその内容を説明することは、地方分権改革に関する施策の円滑な推進に資するため、地方分権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進の指標として設定。 |
| 達成手段(開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | 平成26年行政事業レビュー事業番号 | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| (1) 地方分権改革の推進に必要経費(平成25年度) | — | — | 37(43) | 38 | 1.2.3 | 地方分権改革シンポジウムの開催や地方分権改革ホームページ整備等により、国民や地方へ地方分権改革の普及啓発を推進する。 | | | | | — | |
| 施策の予算額・執行額 | — | — | 37(43) | 38 | 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(関係部分)「自主性と自立性を高めることで、個性豊かな地方が生まれます。一次内閣で始めた第二次地方分権改革の集大成として、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めます。」 | | | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-30(政策7-施策①))

| 施策名 | 「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進 | | | | 担当部局名 | 地域経済活性化支援機構担当室 | | 作成責任者名 | 参事官 石田 晋也 | | | | |
|---------|---|------|--------|-------|-------------|-------------------|------|------------|-----------|-------|------------------------------|-------|---|
| 施策の概要 | 企業再生支援機構を「地域経済活性化支援機構」へ抜本的改組・機能拡充を図ることにより、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を推進する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 地域経済活性化事業等支援政策の推進 | | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 「地域経済活性化支援機構法」第1条 | | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | | | | |
| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | | |
| | | | | | 施策の進捗状況(実績) | | | | | | | | |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | |
| 1 | I.直接の再生支援を通じた地域への貢献 (1)具体的な検討を行った案件に対する関与度合い 具体的な検討を行った案件の全てについて、①再生支援決定に基づく支援、②経営改善や機構以外の事業再生の進め方等に係る助言による支援を確実に行ったか | - | - | 50%以上 | 平成26年度 | | | 50%以上 | 50%以上 | 50%以上 | 50%以上 | 50%以上 | ・官民ファンドの活用推進に関する関係関係会議幹事会において、KPI(=Key Performance Indicator:具体的な業務プロセスをモニタリングするために設定される指標のうち、特に重要なもの)を設定。 ・KPIについては、できるだけ機構の政策目的の達成に向けた取組みの状況を示せるものを検討していくこととしており、相談受付件数やファンド設立・運営件数等に係る取組み状況や民間資金の活用状況、雇用確保等の状況を示す指標を設定。 |
| 2 | I.(2)先導的な事業再生・地域活性化モデルの創造等 ①民間資金(スポンサー、取引金融機関等の出融資)を活用したか、②知見・ノウハウの移転(ハンズオン支援等)を行ったか、③その他先導的なモデルを創造・活用できたか | 90% | 平成25年度 | 75%以上 | 平成26年度 | | | 75%以上 | 75%以上 | 75%以上 | 75%以上 | 75%以上 | 〃 |
| 3 | I.(3)ハンズオン支援等による収益改善 ハンズオン支援等を行っていくことで、収益改善を図ることができたか | 95% | 平成25年度 | 75%以上 | 平成26年度 | | | 75%以上 | 75%以上 | 75%以上 | 75%以上 | 75%以上 | 〃 |
| 4 | I.(4)地域経済への貢献 事業者の再生支援を通じて雇用者の確保及び関連取引先の維持等に対して貢献できたか | 70% | 平成25年度 | 75%以上 | 平成26年度 | | | 75%以上 | 75%以上 | 75%以上 | 75%以上 | 75%以上 | 〃 |

| 10 | II.(4)地域への知見・ノウハウの移転 地域金融機関等への特定専門家派遣や地域金融機関等からの人材の受け入れを平成35年3月末までに累計で200件以上行う | 100% | 34年度 | | | ” | | |
|--|---|--|---------------------------|-------|-------|-------------------------------|--|---------------------------|
| | 11 | IV.機構全体の収益性確保 出資金を全額回収できる収益を確保(倍数1.0倍超) | 出資金を全額回収できる収益を確保(倍数1.0倍超) | 機構解散時 | | ” | | |
| 達成手段 (開始年度) | | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 |
| | | 23年度 | 24年度 | 25年度 | | | | |
| 「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化(1)事業等のための預金保険機構出資金(平成24年度) | | - | 30億円 (30億円) | - | - | 1~11 | 国が預金保険機構経由で地域経済活性化支援機構に出資。同機構の子会社が民間金融機関等と共に専門家の派遣及び出資を行い「地域活性化ファンド」等を創設・運営。当該ファンドが地域の企業に出資・融資を行うことにより、事業再生支援及び地域経済活性化事業に対する支援を促進。 | - |
| 「地域経済活性化支援機構法」の一部改正による機能拡充 | | - | - | - | - | 6,7,9~11 | 地域経済活性化支援機構において事業再生や地域活性化の支援が一層効果的に進められるよう、第186回通常国会において、「地域経済活性化支援機構法」の一部改正を行い、同機構の出資機能の強化を含め、必要な機能の拡充を行う予定。 | - |
| 施策の予算額・執行額 | | - | 30億円 (30億円) | - | - | 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | ・企業再生支援機構を抜本的に改組し、事業再生ファンド・地域活性化ファンド等に対する専門家の派遣や出資等による地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を行うための機能拡充を図り、「地域経済活性化支援機構」(仮称)とする。(「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(25年1月11日閣議決定)) ・株式会社地域経済活性化支援機構において事業再生や地域活性化の支援が一層効果的に進められるよう、同機構の出資機能の強化を含め、必要な機能の拡充を行う。(25年12月5日閣議決定) | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-31(政策8-施策①))

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--|----------|---|----------|------------------------------|---|---------------------------|----------------------|------|-------------------------------|------|--|
| 施策名 | 原子力研究開発利用に係る政策の検討・情報発信等 | | | | 担当部局名 | 政策統括官(科学技術・イノベーション担当) | 作成責任者名 | 参事官(原子力担当) 板倉 周一郎 | | | | |
| 施策の概要 | 原子力の研究、開発及び利用に関する取組に対する提言等の検討や、原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信等を実施。 | | | | 政策体系上の位置付け | 科学技術政策の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 原子力の研究、開発及び利用に関する政策等について企画、審議し、決定するために、原子力委員会を定期的開催し、国民や国際社会の理解の増進を図れるよう、原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信等を着実に実施することで、各府省における原子力利用に関する政策、取組の理解の増進を図り、もって原子力の研究、開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図る。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 原子力委員会は、我が国の原子力の研究開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図るために内閣府に設置されている。 | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | |
| | | | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | 29年度 | 30年度 |
| 1 原子力委員会の議事録の作成・公表 | 100% | 平成25年度 | 100% | 26年度 | — | — | 100% | — | — | — | — | 原子力委員会は公開で会議を開催し、会議後には資料等をホームページにおいて公開しているところ。引き続き、原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信を着実に実施する。 |
| 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | | | | | |
| 2 原子力委員会の在り方見直し | 原子力委員会の在り方見直し | 26年度 | 内閣官房に設置された「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議(平成25年6月24日付内閣官房長官決裁)」において、原子力委員会がこれまで担っていた機能について検討を行い、「原子力委員会の在り方の見直しについて(平成25年12月10日付)」がとりまとめられた。報告書において、所掌事務の見直しや定数の削減について見解が示されており、これらを踏まえて原子力委員会の在り方を見直す。 | | | | | | | | | |
| 達成手段(開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | | | | | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| (1) 原子力政策の検討及び適切な情報発信等 | 141,305千円 | 87,021千円 | | 82,707千円 | | ・FNCA(アジア原子力協力フォーラム)やIAEA(国際原子力機関)総会などの国際会議を通じて我が国の原子力に関する活動の情報発信を実施。 ・原子力の研究、開発及び利用に関する取組等について、ホームページによる情報公開等を通じて広報・広聴を充実させる。 | 0037 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額 | 141,305千円 | 87,021千円 | | 82,070千円 | 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | — | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--------------------------|---------------------------------------|------|---------------------------------------|---------|------------------------------|---|--|----|----|----|----|--|
| 4 | 宇宙政策動向及び宇宙政策の評価手法等に関する調査 | 欧米等の宇宙利用先進国における宇宙政策の動向・評価手法等に関する調査・分析 | 26年度 | 欧米等の宇宙利用先進国における宇宙政策の動向・評価手法等に関する調査・分析 | 26年度 | — | — | 欧米等の宇宙利用先進国における宇宙政策の動向・評価手法等に関する調査・分析 | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 | 宇宙基本計画(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定)において、「宇宙空間の戦略的な開発・利用を推進するための8つの横断的施策」の「効果的な宇宙政策の企画立案に資する情報収集・調査分析機能の強化」施策の「5年間の開発利用計画」として、「宇宙開発利用に関する政策の企画立案に資するため、情報収集、調査分析機能を強化する」と記載されている。 なお、活用状況については、計画等ができてから評価することとする。 |
| 達成手段(開始年度) | | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | | 平成26年行政事業レビュー事業番号 |
| | | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| (1) 宇宙利用拡大の調査研究(平成26年度) | | — | — | — | 342,883 | 1 | 宇宙の利用を推進するため、我が国におけるリモートセンシング衛星等のデータの新たな活用方法などを開拓・調査し、リモートセンシング衛星等の各方面での実利用拡大を図るための具体的な方策を策定する。 | | | | | | 新26-0004 |
| | | | | | | 2 | 我が国の宇宙インフラ及び宇宙利用システムの海外展開を推進するため、宇宙利用による防災等に関心の高い新興国を中心に調査し、国別の具体的な海外展開戦略を策定する。 | | | | | | |
| | | | | | | 3 | 安定的かつ持続可能な宇宙環境の確保のため、我が国全体としての宇宙状況監視システム体制整備に資する組織及びシステムの構成並びに、PFIの導入可能性等に関する調査を行う。 | | | | | | |
| | | | | | | 4 | 我が国の宇宙政策の強化・我が国の宇宙開発利用政策の効率的・効果的評価等を実現するため、欧米等の宇宙利用先進国における宇宙政策の動向・評価手法等に関する調査・分析を行い、我が国として検討すべき施策を抽出する。 | | | | | | |
| 施策の予算額・執行額 | | — | — | — | 342,883 | 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | | 施政方針演説:七 イノベーションによって新たな可能性を創り出す「……海洋や宇宙、加速器技術への挑戦は、未来を切り拓きます。」 | | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-34(政策9-施策②))

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|---|----------------------|----------------------------|------------|-------------------------------|--|-----------|------------|---------|----------|------------------------------|--|
| 施策名 | 実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進 | | | | 担当部局名 | 宇宙戦略室 | 作成責任者名 | 参事官 野村 栄悟 | | | | |
| 施策の概要 | 測位衛星の補完機能(測位可能時間の拡大)、測位の精度や信頼性を向上させる補強機能等を有する実用準天頂衛星システムを開発・整備・運用することにより、産業の国際競争力強化、産業・生活・行政の高度化・効率化、アジア太平洋地域への貢献と我が国プレゼンスの向上、日米協力の強化及び災害対応能力の向上等広義の安全保障に資する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 10. 宇宙開発利用に関する施策の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 2010年代後半を目途にまずは4機体制を整備する。将来的には、持続測位が可能となる7機体制を目指すこととする。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」(平成23年9月30日閣議決定)、「宇宙基本計画」(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定) | | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | | | |
| 測定指標 | 基準 | 目標 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | | 施策の進捗状況(実績) | | | | | | | | | |
| | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | | |
| 1 準天頂衛星システム事業の推進 | 事業着手 | 24年度 | 準天頂衛星システムの開発・整備の完了及び運用開始 | 30年度 | 事業着手 | 総合システム設計完了 | 基本・詳細設計完了 | 本格製造着手 | 総合試験完了 | 3機打ち上げ完了 | 運用開始 | 「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」(平成23年9月30日閣議決定)において、2010年代後半を目途にまずは4機体制(初号機「みちびき」を含む)を整備するとされている。 |
| | | | | | 事業着手済 | 総合システム設計中 | - | - | - | - | - | |
| 達成手段(開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | 平成26年行政事業レビュー事業番号 | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | | |
| (1) 実用準天頂衛星システム事業の推進(平成24年度) | | 328,908 (174,080) | 10,551,178 (10,493,460) | 12,498,825 | 1 | 実用準天頂衛星システム開発・整備にかかる国際周波数調整、事業監理等を行う。 | | | | | 0038 | |
| | | | | | 1 | 実用準天頂衛星システムのうち、衛星システムの開発・整備(国庫債務負担行為の3年目)を行う。 | | | | | | |
| 施策の予算額・執行額 | | 328,908 (174,080) | 10,551,178 (10,493,460) | 12,498,825 | 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 施政方針演説:七 イノベーションによって新たな可能性を創りだす「……海洋や宇宙、加速器技術への挑戦は、未来を切り拓きます。」 | | | | | | |

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-35(政策9-施策③))

| 施策名 | 広域災害監視衛星ネットワーク関係調査事業 | | | | 担当部局名 | 宇宙戦略室 | 作成責任者名 | 参事官 頼宮 裕貴 | | | |
|---|--|------|--|----------------------------|----------------------------------|--|---------------------------|-----------|------|------|---|
| 施策の概要 | 防災等のためのリモートセンシング衛星の複数機の一体的な整備・運用に関し、関係行政機関や民間事業者等のユーザーニーズの抽出及びそれを満たす衛星システムの具体的な仕様を検討するための調査等を実施する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 10. 宇宙開発利用に関する施策の推進 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 防災等のためのリモートセンシング衛星の複数機の一体的な整備・運用の立案に寄与する。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 宇宙基本計画(平成25年1月25日宇宙開発戦略本部決定) | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 | | | | |
| 測定指標 | 基準 | 目標 | | 施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績) | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | |
| 1 ユーザーニーズの抽出 | - | - | 平成26年度 ユーザーニーズの明確化及びこれを満たし得る衛星システム案(複数)の抽出 | - | - | ユーザーニーズの明確化及びこれを満たし得る衛星システム案(複数)の抽出 | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 | 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において「防災等のためのリモートセンシング衛星の複数機を一体的に整備・運用する必要がある、その際、現在開発中の衛星の有効活用も含め、実際のユーザーニーズや費用対効果等を踏まえ検討する」とされている。 なお、活用状況については、計画等ができてから評価することとする。 |
| 2 衛星システム構成の検討 | - | - | 平成26年度 上記複数案のうち、有効性・技術的実現可能性に関する検討を踏まえた最適な衛星システムの検討 | - | - | 上記複数案のうち、有効性・技術的実現可能性に関する検討を踏まえた最適な衛星システムの検討 | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 | 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において「防災等のためのリモートセンシング衛星の複数機を一体的に整備・運用する必要がある、その際、現在開発中の衛星の有効活用も含め、実際のユーザーニーズや費用対効果等を踏まえ検討する」とされている。 なお、活用状況については、計画等ができてから評価することとする。 |
| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | 平成26年 行政事業レビュー 事業番号 | | | | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | | | |
| 広域災害監視衛星ネット (1)ワーク関係調査事業 (平成26年度) | - | - | - | 250,000 | 1.2 | 防災等のためのリモートセンシング衛星の複数機の一体的な整備・運用に関し、関係行政機関や民間事業者等のユーザーニーズの抽出及びそれを満たす衛星システムの具体的な仕様を検討するための調査等を実施する。 | 新26-0005 | | | | |
| 施策の予算額・執行額 | | | | | 施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | 施政方針演説:七 イノベーションによって新たな可能性を創り出す 「……海洋や宇宙、加速器技術への挑戦は、未来を切り拓きます。」 | | | | | |